

1. 児童虐待防止対策の強化について

児童虐待防止対策については、都道府県や児童相談所、市区町村など関係者が連携して対応いただいているところであるが、虐待相談対応件数は年々増加し、令和2年度には20万件を超えているほか、子どもの命が失われる重篤な事例も後を絶たない。

国として、児童相談所等の体制強化や対応する職員の質の向上のための支援に引き続き取り組むこととともに、児童虐待防止のためには、子育てに困難を抱える家庭等に対する包括的な支援体制の強化が必要であり、児童相談所とともに市区町村やNPO、民間なども含めた関係機関が連携・協働して取り組んでいくことが重要であると考えている。

このため、別の資料で詳述するが、支援を必要とする家庭、妊婦、子どもを早い段階で把握し、虐待のような最悪な形となってしまう前に、行政による適切な支援が行われるよう、

- ・ 市区町村において、妊産婦や子育て世帯、子どもに対する一体的な相談機関を整備し、相談支援を充実することや、
- ・ 訪問による家事支援や、親子関係の形成支援など、家庭を支援する事業を法律において新設すること、
- ・ 児童相談所が民間と共働して、里親支援や親子関係の再構築のための事業を実施すること

等の内容を盛り込んだ児童福祉法の改正法案を提出したところであり、児童虐待の防止に向けて、家庭支援等に取り組むこととしている。

（１）令和4年度に施行する法改正事項について

（関連資料1）

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において規定された、①法律関連業務に関する弁護士との関与の強化、②児童相談所における医師及び保健師の必置、③児童福祉司の任用要件の見直し、④指導教育担当児童福祉司の任用要件の見直し等に係る改正が、令和4年4月1日より施行されることとなっている。また、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。

これらについては、既に対応を進めていただいているところではあるが、以下のとおり改めてご了解願いたい。

① 児童相談所における弁護士との関与の強化

改正法により、児童相談所は措置決定その他の法律関連業務について、

常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、都道府県等は弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う必要がある（児童福祉法第12条第3項）ことから、各児童相談所では適宜の方法で、常時弁護士に相談できる体制を整備されたい。各都道府県等におかれては、法的対応機能強化事業も活用しつつ弁護士の確保を進めていただきたい。なお、常勤弁護士の配置に向けた取組を実施する場合、より手厚く補助することとしているため、積極的に活用されたい。

② 児童相談所における医師及び保健師の必置化

改正法により、児童相談所に医師及び保健師をそれぞれ一人以上配置することとされる（児童福祉法第12条の3第8項）。

この規定に基づき、医師及び保健師の配置について、医師の配置については医療的機能強化等事業も活用しながら適切に対応されたい。

③ 児童福祉司の任用要件の見直し

従前の児童福祉司の任用資格では、社会福祉主事に対しては、児童福祉事業に従事した経験を課していたところ、改正法により、児童福祉事業に代わり相談援助業務に従事した経験が課されることとなる（児童福祉法第13条第3項第7号）。

現在既に任用されている児童福祉司については、引き続き任用することができるが、令和4年度以降に新たに配置する者については新しい要件が適用されるため留意されたい。

また、児童相談所長の要件についても同様の見直しを今後行うことを予定している。見直しは令和6年度からの施行を予定しているが、地方公共団体においてはこれを想定した準備を進められたい。

④ 指導教育担当児童福祉司の任用要件の見直し

改正法により、指導教育担当児童福祉司、いわゆるスーパーバイザー（SV）の任用要件として、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の過程を修了していることが課される（児童福祉法第13条第6項）。

この規定に基づき、令和4年4月1日より、SVの任用にあたっては任用前の研修受講が必要となる。その具体的方法については、「令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について」（令和3年8月27日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）にて示しているが、改めて確認の上、適切に対応いただきたい。

⑤ 成年年齢の引き下げによる児童相談所等への影響

民法の改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げ

られる。

児童相談所における措置等の事務の取扱について、主要な点として下記3点につきご了解いただきたい。

(i) 親権者等が反対する場合の家庭裁判所での審判について

18歳を超えた子どもには、親権者等がいないこととなるから、一時保護の延長や施設措置に際して、親（当該子どもが児童であったときに親権者であった者をいう。）の同意を得る必要はなく、一時保護の延長等に親が反対であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。

(ii) 一時保護や施設入所等措置に係る子ども本人の同意について

成年した子どもについては、(i)のとおり、一時保護の延長等にあって親の同意は不要であるが、代わりに子ども本人の同意が必要となり、子どもの意に反した一時保護の延長や施設入所措置はできない。また、18歳に達した子ども（成人した者）に対して一時保護や施設入所等措置を行う場合は、本人の同意が必要であり、本人の意に反した処分はできない。

ただし、本人が措置に反対した場合等の措置解除等に当たっては、本人と話し合ったり、必要に応じて親や関係者等と相談する機会を設けたりするなど、本人の最善の利益の観点に立った丁寧な対応をお願いしたい。

(iii) 児童虐待防止法第12条に基づく面会通信制限について

18歳を超えて措置されている子ども、いわゆる延長者に対しては、民法改正に伴う児童虐待の防止等に関する法律第16条の削除により、同法第12条に基づく面会通信制限の措置を取ることができなくなるなど、改正に伴う影響がある。

成年している延長者に関し、親はもはや面会・通信を求める法律上の権限を有さないと考えられるため、児童虐待防止法第12条による面会通信制限はその適用の前提を欠くこととなるが、親が子どもとの面会を強く要求する事態は引き続き発生する可能性がある。このようなケースには、児童福祉司指導により、面会できないことを伝えていく対応をとることが考えられる。

以上、(i)～(iii)のとおり成年年齢の引下げに伴う主要な影響についてお示ししたが、その他の論点も含め、QAの形で留意点を近日中にお示しすることとしているので、地方公共団体におかれては適宜参照されたい。

なお、措置延長や児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業等の上限年齢については、現行の要件を維持することとしているため、対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用いただくようお願いする。

（２）児童相談所の体制強化について（関連資料２～７参照）

① 令和４年度における児童福祉司等の配置目標等について

児童相談所の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁会議決定）に基づき計画的な職員の増員に取り組んでおり、児童福祉司及び児童心理司の増員について、計画を１年前倒しし、本年度までに新プランで掲げている人員体制（※）の確保を目指すこととしていたところである。

今般、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、本年１月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、令和４年度は児童福祉司について5,765人（対前年比＋505人）、児童心理司について2,348人（対前年比＋198人）の人員体制を確保することを目指すこととされた。増員に当たっては、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、引き続き、自治体における採用活動等への支援に取り組むこととしているので、各自治体において、児童相談所における人材確保を進めていただくようお願いする。

（※）令和３年度までに、児童福祉司は5,260人、児童心理司は2,150人の体制の確保を目指す。

② 令和３年度第１次補正予算及び令和４年度予算案

令和３年度第１次補正予算及び令和４年度予算案においては、児童相談所における職員の専門性の向上や、子どもの権利擁護の推進、一時保護に関する取組を強化するための予算が計上されている。各自治体におかれては、こうした予算を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

ア 職員の専門性の向上

職員の専門性の向上については、令和４年度予算案では、「子どもの虹情報研修センター」及び「西日本こども研修センターあかし」が実施する研修がオンラインで円滑に実施することができるよう環境整備を行うための経費を引き続き計上しているほか、子どもの虹

情報研修センターにおいて、児童相談所におけるOJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを子どもの虹情報研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを創設する。本取組の詳細については、追って連絡する。

なお、令和4年度に子どもの虹情報研修センター等で実施される予定の研修については、関連資料を参照していただきたい。

イ 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護に関する取組を推進するため、令和4年度予算案では、子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について、先進的な取組を支援するため子どもの権利擁護に係る実証モデル事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を1自治体当たり8,715千円から10,000千円（国10/10）に引き上げることとした。

また、児童福祉法第12条第6項に「業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない」こととされている。そのため、児童相談所における第三者評価の受審の促進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用の補助を創設した。

ウ 一時保護に関する取組の強化

一時保護について、適切な受け皿を確保するため、これまでも一時保護所の整備費への支援の拡充等を行ってきたところであるが、定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、定員拡大を図ることが急務である。そのため、令和3年度第1次補正予算において、一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、令和2年度の平均入所率が90%を超える一時保護所を管轄する自治体が定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げることとした。（国1/2から国9/10へと大幅に嵩上げ）

また、令和4年度予算案において、一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることのないよう、これまで行ってきた通学の際の付添員の配置支援に加え、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用の加算を創設する。さらに、一時保護所職員の資質向上を図るため、児童福祉司等に対する新任時研修等に加えて、一時保護所職員向けの研修を

実施する場合の加算を創設する。

③ 児童福祉法施行規則第6条第7項の厚生労働大臣が定める講習会の実施状況について

児童家庭支援センターは、児童虐待に関する相談対応が急増する中で、児童相談所を補完する役割を担うことができるものとして、児童相談所が身近にない地域への設置等を検討することとしているほか、児童養護施設等における地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として開設を検討することとされており、社会的養育に関する体制整備を進める中において、児童家庭支援センターの整備やその職員の確保・育成に計画的に取り組むことが必要である。

児童家庭支援センターで相談支援を担当する職員は、児童福祉司の任用要件を満たす必要があるが、今般、調査をしたところ指定講習会を開催している49自治体のうち、民間の児童家庭支援センター等の方の受講も可能としていたのは20自治体であった。民間の方の受講を可能としていない自治体においては、参加を可能とするよう検討していただきたい。

④ 児童相談所における効率的なカンファレンスの運用方法について（岡山県の事例の紹介）

児童虐待相談対応件数が増加している中で、判定会議や援助方針会議などのカンファレンスが効率的かつ効果的に行われる形で運営することは重要である。今般、岡山県にご協力いただき、関連資料6に事例を掲載しているので、今後の運用の参考とされたい。

（3）市町村の体制強化について

① 令和4年度予算案

（関連資料4参照）

児童虐待への対応に当たっては、児童相談所だけではなく、市町村（特別区を含む。以下同じ。）も重要な役割を担っており、児童虐待の発生予防・早期発見、そのための家庭支援や児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うことが求められる。

こうした対応に当たっては、体制の整備や専門性の強化が必要となるため、市町村において、子どもとその家庭や妊婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めていただいている。令和4年度予算案においても、その設置・運営に係る必要な経費を計上していることから引き続き、各自治体におかれては、子ども家庭総合支援拠

点の体制整備に取り組んでいただきたい。

なお、児童虐待防止を含めた家庭支援の在り方について市町村や民間団体も含めた地域全体の支援力の強化等を目的として、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、次期制度改正に向けた検討がなされ、本年2月、報告書が取りまとめられた。本報告書の内容を受け、子育て世帯に対する家庭及び養育環境の支援を強化するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等を内容とする児童福祉法等の改正案を今国会に提出したところであり、その詳細は別途、制度改正の資料をご参照いただきたい。法改正後の令和6年4月からは子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関（こども家庭センター）とすることとしているが、現行の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設立の意義・機能は維持されることになるため、未設置の自治体におかれては引き続き、その設置に向けて尽力いただくとともに、一体的な相談支援を行う機能を有する相談機関設置を視野に入れた積極的な検討をお願いする。

また、児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが重要であることから、子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化するため、令和2年度補正予算において創設した「支援対象児童等見守り強化事業」を令和4年度予算案に計上し、その安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行うこととしている。

さらに、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に対する補助を行うこととしている。各自治体におかれては、こうした予算を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

※支援対象児童等見守り強化事業（令和4年度予算案）

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

①アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所あたり9,729千円

（民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費）

補助率：2／3

実施主体：市区町村

対象団体：子ども食堂や宅食等の支援を行う民間団体等

②クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童 1 人あたり 5 万円

補助率：10／10

実施主体：市区町村

※未就園児等全戸訪問事業（令和 4 年度予算案）

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業：212 億円の内数】

補助基準額：

- ・ 訪問費用 訪問回数×6 千円 ※年 2 回目以降の訪問も補助対象
- ・ 事務職員雇上費 1 日当たり：7,220 円×事務職員数 ※複数名の雇上も可
- ・ 民間団体へ委託する場合の事務費 564 千円

実施主体：市町村

補助率：国 1/2、市町村 1/2

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について

平成 28 年の児童福祉法改正以降、身近な相談機関である子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター双方の整備に御尽力いただいた結果、着実に整備は進んできており、改めて感謝申し上げます。

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、市町村の相談支援体制等の強化を図るため、2019 年度からの 4 年間で、

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する
- ・ 要保護児童対策調整機関の常勤の調整担当者を全市町村に配置することを目標として定めている。

これを踏まえ、令和元年度より、標準団体（人口 10 万人）当たり 2 名（子ども家庭総合支援拠点の職員 1 名及び要保護児童対策調整機関調整担当者 1 名）の職員が地方交付税措置されていることから、速やかに体制の整備に取り組んでいただきたい。

子ども家庭総合支援拠点の設置促進のため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして各自治体に派遣する取組を「西日本こども研修センターあかしセンター」の事業として実施しているところであるが、令和 4 年度予算案においても、昨年度同様、自治体向け説明会の実施等を行うこととしており、詳細については別途お知らせする。

なお、繰り返しとなるが、今般、児童福祉法等を改正し、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関（こども家庭センター）とすることとしている。この場合においても、現行の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設立の意義・機能は維持されることになるため、未設置の自治体におかれては引き続き、その設置に向けて尽力いただくとともに、一体的な相談支援を行う機能を有する相談機関設置を視野に

入れた積極的な検討をお願いします。

③ 地域における子どもの見守り体制の強化について

(関連資料 8 参照)

先述のとおり、令和 2 年度補正予算で創設した「支援対象児童等見守り強化事業」について、令和 4 年度予算案に計上し、安定的な実施に向けて、引き続き財政支援を行うこととしている。本事業では、子ども食堂や宅食等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とする子ども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制を強化するための取組への支援を行うこととしている。これに加え、新たな地域における見守りの担い手としての N P O 法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指すこととしており、これに係る取組への支援も行うこととしている。

なお、本事業が活用されるよう、これまでも本事業の運用に係る Q & A の発出や取組事例等をお示ししてきたほか、民間団体等とも連携して事業の周知を図ってきたところである。本事業は、児童虐待の発生予防・早期発見に資する有効な事業であることから、各自治体においても本事業の積極的な活用に向けて検討されたい。

(4) その他の児童虐待防止対策の取組について

① 要保護児童等情報共有システムについて (関連資料 9 参照)

要保護児童等に関する情報共有システム(以下「情報共有システム」という。)は、昨今の児童虐待相談対応件数の急増や虐待による児童の死亡事案の発生などを踏まえ、「児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成31年 3 月 19 日関係閣僚会議決定)」に「児童相談所・市区町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。」(中略)「全国の都道府県間の情報共有システム構築に向け検討を進める。」とされ、これらを踏まえ令和 3 年 9 月から全国の児童相談所において、ア) 他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体に情報提供する、イ) 行方不明となった事案に関して、全国の児童相談所に情報提供する事務について、情報共有システムを活用していただいているところである。

一方で、虐待による痛ましい児童の死亡事案は市区町村を含めた自治体間の連携が課題として指摘されるケースもあることから、今後、児童相談所間だけではなく、市区町村と児童相談所との連携、情報の

共有に際し、市区町村の情報共有システムの積極的な活用について協力をお願いします。なお、児童相談所及び市区町村における情報共有や、転居ケース等における情報共有を推進するため、令和3年度第1次補正予算において、自治体におけるシステム改修費等に関する経費を計上しているので、積極的な活用を検討していただくようお願いします。また、令和4年度当初予算案においては、令和3年度に引き続き情報共有システムの運用・保守に係る経費を計上しているところである。

② AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発について

(関連資料9参照)

AIを活用した緊急性の判断に資するツール(以下「AIツール」という。)は、令和4年度に設計・開発を行い、令和5年度にモデル的实施、令和6年度から運用を開始することとしている。現時点で検討しているAIツールに搭載する機能は、①タブレット型端末等からリスクアセスメントシートを入力する、②過去の類似事例等に照らしリスクスコアを表示する、③リスクを軽減させる調査項目を推奨調査項目としてガイダンスするほか、管理機能として④管理者による各ケース毎の進捗状況を管理する、⑤職員間のチャットによる迅速な情報共有や画像、動画の送受信ができるなどの機能である。

また、AIツールは令和3年度補正予算において設計・開発に係る経費を計上し、令和4年度に設計・開発を予定しているが、令和5年度のモデル的实施前に、令和4年度後半から一定量の教師データ(AIがリスクスコアを出すために用いるリスクアセスメントデータ)の蓄積が必要であることから、今後、改めてデータ蓄積に関する協力をお願いする予定であり、各児童相談所におかれては、このデータ蓄積への協力と令和5年度のモデル的实施への参加の検討をお願いします。

③ 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

(関連資料10参照)

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策など、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う責務を規定している。

令和3年8月公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第17次報告)では、検証していない死亡事例があると答えた自治体が48.6%であり、その理由は「行政機関が関わった事例でないため」が38.5%であった。

平成30年6月の厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」においては、「児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例については、情報量が少ないために十分に検証が行えない可能性もあるが、関与しなかった事情も含め、その地域の保健・福祉等の体制を検証することも必要である。」としている。

子ども虐待による死亡事案について、その事案を振り返り課題を明確にすることは、同様の事案を防ぐ対策を講じるために非常に重要なことである。地方公共団体において子ども虐待の疑いを含む死亡事例等が発生した場合には、本通知を参考に検証を実施していただくとともに、検証等に必要な費用として「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「評価・検証委員会設置促進事業」を有効に活用しつつ検証を実施していただき、子ども虐待による死亡事例等の発生予防・再発防止に努めていただきたい。

④ 令和2年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の結果について

(関連資料11参照)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等において、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、定期的に行うこととされていることを受け、各市町村において、これら子どもの把握及び状況確認を毎年度実施している。

令和2年度における調査結果(令和3年12月24日時点)についてとりまとめたところ、令和2年10月1日時点における確認対象児童数32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人(99.95%)、状況確認ができていない児童は16人(0.05%)であった。

状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いに関する情報があった児童を265人(0.8%)把握したが、全て市町村又は児童相談所による支援等が行われたことを確認している。

状況確認ができていない児童16人については、全て行方不明者届の提出、東京出入国在留管理局への出入国記録の照会により調査を継続中であるが、引き続き状況確認ができるよう情報収集等の調査の継続をお願いする。

⑤ 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の調査について

(関連資料12参照)

令和3年度においても、調査結果（令和3年6月1日を起算日とし令和4年2月28日までの調査結果）について3月15日までの報告をお願いしており、ご協力をお願いする。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 確認対象児童を把握した場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、目視による状況確認に努めること
- ・ 状況確認の結果、支援が必要と認められる子どもを把握した場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

とし、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び状況確認に取り組んでいただきたい。

⑥ 令和3年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和4年度
の取組予定について

(関連資料13参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和3年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with ふくおか」の実施
- ・ 「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「体罰等によらない子育て」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ メディア（SNS等を含む）を活用した啓発用動画の展開
- ・ 映画「189」とタイアップした広報活動

等の取組を実施した。

令和4年度については、11月に「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を香川県にて開催する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、オンライン開催等の措置を講じる場合が

あるので予めご了承ください。

各自治体においては、来年度も引き続き、「児童虐待防止推進月間」での積極的な取組をお願いします。

⑦ 子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターデザインコンテストの実施について

(関連資料14参照)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主催し、厚生労働省が後援している「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターデザインコンテスト」は、広く国民から児童虐待防止に係る啓発ポスターのデザインを募集するものであり、現在、令和4年度の作品募集中であることから、各自治体においても同コンテストについて広く一般に呼びかけていただきたい。

⑧ 虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組について

(関連資料15参照)

乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死に至るものであり、「子ども虐待による死亡時例等の検証結果等について（第17次報告）」において、子ども虐待死亡事例（心中以外）における直接の死因のうち「頭部外傷」が最も多いと報告されている。

そこで、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究（PwCコンサルティング合同会社）」において、乳幼児頭部外傷事案の通告を受ける児童相談所が適切な援助方針を策定できるよう、判断する際の基礎資料とすることを目的として、全国児童相談所による対応実態の把握等を行った。その結果、児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷事案の場合は医師による意見が重要であるが、「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題の一つとされた。

このことを踏まえ、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究（PwCコンサルティング合同会社）」において、虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断実績がある医師にアクセスできるよう、各学会の協力を求め、賛同の得られた学会の情報についてとりまとめ

を行った。

これにより、令和4年4月1日以降、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合、またそのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、賛同を得られた学会に近隣の医師等を児童相談所に紹介いただく取組が開始される予定である。

なお、本取組の開始にあたっては、今後、詳細については通知等により各自治体に対し周知を行うこととしているが、各自治体においては、以上についてご了知の上、積極的に活用されたい。

⑨ 警察との連携強化について

児童虐待は、個々の事案について事態が急展開して警察の関与が必要な重大事件に発展するおそれもあり、その対応に当たっては、児童相談所及び市町村において日頃から警察と緊密な連携を図ることが重要である。

改めて、児童相談所及び市町村におかれては、児童虐待への対応における警察との具体的な連携の在り方については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところであり、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下ア～ウの情報は必ず共有していただくよう、お願いする。これにより、虐待防止等の対応のため、警察と十分な連携を図っていただきたい。

ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

イ 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

ウ アの児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

⑩ 父母の交際相手等への対応について

昨今、発生している重大で痛ましい虐待死の事案において、父母の交際相手等による凄惨な加害の実態及びその対応の必要性や困難さについて、検証報告書等において指摘されている。父母の交際相手等については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の保護者の定義中「児童を現に監護するもの」に該当し得るものと、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」等においてこれまで示してきているところであり、改めてご了解いただきたい。その上で、これらの事案を踏まえ、更なる詳細な取扱いについて厚生労働省としてどのように対応していくかを検討しているところであり、今後、対応方針がとりまとめ次第、その他の課題への対応と併せて、通知等により地方公共団体に周知予定である。

2. ヤングケアラーの支援について

（1）ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度第1次補正予算及び令和4年度予算（案）について

（関連資料16参照）

令和2年度に実施した中学2年生及び高校2年生等を対象とした実態調査の結果及び「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告（令和3年5月）を踏まえ、地方自治体においてヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる取組への支援として、以下のとおり、令和3年度第1次補正予算の措置及び令和4年度予算（案）に計上しているので、積極的な取組をお願いします。

なお、国自体が行う事業としては、当事者、支援者同士の相互ネットワーク形成支援や社会的認知度の向上のための集中的な広報啓発に要する経費を計上しているところである。

① 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（令和3年度第1次補正予算）

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、別途お示しする運営要領に基づき、ヤングケアラー等の家事・育児等の負担の軽減できるように取組を進めていただきたい。

○ 補助基準額

- ・ 訪問支援費用 1時間当たり1,500円（3,000円）
- ・ 交通費 1件当たり930円（1,860円）

- ・ 事務費（管理費） 1 事業所当たり 564,000円

※ 所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。なお、括弧書きは生活保護世帯に対して、利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額。

○ 補助割合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

② ヤングケアラー支援体制強化事業（令和4年度予算（案））

ア ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

都道府県、市区町村において、以下の取組を実施した場合に要する費用について、国がその1／2に相当する額を補助することとする。なお、補助基準額については、都道府県・政令市、中核市・特別区、その他市町村によって異なるため、関連資料を参照いただきたい。

○ 実態調査・把握

地域において、家族のケアの状況等のヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起するため、実態調査を行う。

○ 関係機関職員研修

地域において、子ども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて理解を深めるため、研修等を実施する。

イ ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

都道府県、市区町村において、以下の取組をモデルとして実施した場合に要する費用について、国がその2／3に相当する額を補助することとする。なお、補助基準額については、都道府県・政令市、中核市・特別区、その他市町村によって異なるため、関連資料を参照いただきたい。

○ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な支援につなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。

○ ピアサポート等相談支援体制の推進

ヤングケアラーにとって、家事や家族の世話についての相談先

として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。

○ オンラインサロンの設置運営、支援

ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、支援者団体等によるSNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

(2) 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（令和3年度）

（関連資料17参照）

ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等関係機関同士の連携が極めて重要である。

そのため、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、多機関連携（要保護児童対策地域協議会、市区町村（高齢者福祉部門、障害福祉部門）、教育委員会のほか、ケアマネージャー、相談支援専門員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等支援担当者）によるヤングケアラー支援マニュアルを作成している。本マニュアルは、令和3年度中にとりまとめ、来年度公表・周知を予定しているところ、各自治体においては、多機関連携により、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、本マニュアルを活用いただきたい。

(3) ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年度）

（関連資料18参照）

ヤングケアラーは昨年度調査した中高生に限らない。これまで小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。また、大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが重要であるが、これまで社会全体における認知度を調査したものはない。

そこで、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度等調査について、現在行っているところであり、当該調査の結果を踏まえて、各年代への幅広い支援策や社会全体に対する広報戦略等を検討することとしている。地方自治体におかれても、ヤングケアラーの実態調査を推進し、その結果を踏まえ、適

切な支援につなげられるよう取り組んでいただきたい。

令和元年児童福祉法等改正法の施行について(令和4年4月施行・令和5年4月施行)

1. 令和4年4月施行関係

①法律関連業務に関する弁護士との関与の強化(法第12条第4項)

- ・都道府県は、児童相談所が28条措置の決定その他の法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

②児童相談所への医師及び保健師の必置化(法第12条の3第8項)

- ・児童相談所の所員のうち、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならないこと。

③児童福祉司の任用要件の見直し(法第13条第3項第7号)

- ・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として2年以上実務に従事した者であって厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものについて、求められる実務経験を現行の「児童福祉事業」から「相談援助業務」に見直すこと。
- ・なお、施行の際現に任用されている児童福祉司は、改正後の規定により任用された児童福祉司とみなす経過措置を設けていること。(平成元年改正法附則第2条で措置済)



社会福祉主事として従事した実務経験を「児童福祉事業」から「相談援助業務」に見直すため、児童福祉法施行規則を今年度中に改正・公布予定

※ 児童相談所長の任用要件の同様の見直しは、令和6年4月施行

④指導教育担当児童福祉司の任用要件の見直し(法第13条第6項)

- ・指導教育担当児童福祉司の任用要件について、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とする要件に加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を修了したものでなければならないこと。

2. 令和5年4月施行関係

①児童相談所の管轄区域に係る参酌基準(児童福祉法第12条第2項)

- ・児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

子家発 0827 第2号
令和3年8月27日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について

児童福祉司は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第13条第9項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないとされているところであるが、法第13条第5項に規定する指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)については、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)(以下「改正法」という。)において、法第13条第6項に規定する任用要件の見直しが図られ、令和4年4月1日以降は、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない」とこととされたところである。

これを踏まえ、改正法による改正後の法第13条第6項の規定に基づく研修(以下「SV任用前研修」という。)の取扱いについては、下記のとおりとするので、その内容について御知いたぐとともに、管内児童相談所の職員が計画的に同研修を受講できるよう対応願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 令和4年4月以降の取扱いについて

(1) 現行のSV任用後研修との関係

現行の法第13条第9項の規定に基づき指導教育担当児童福祉司が受講しなければならない研修(以下「SV任用後研修」という。)は、指導教育担当児童福祉司として任用

された後に受講することとされているが、改正法の施行に伴い、令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司については、SV任用後研修に代えて、任用前にSV任用前研修を受講する必要がある。

ただし、改正法附則により、令和3年度末までにSV任用後研修を受講した者は、改正法施行後においては、SV任用前研修の課程を修了したものとみなす旨の規定が設けられていることから、令和3年度末までにSV任用後研修を修了した者については、令和4年4月1日時点でSV任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができ、任用後に、改めて改正後の法によるSV任用前研修を受講する必要はない。

(2) 受講対象者

指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司として、指導・教育を行うに足る一定の勤務経験を有することが必要であることを踏まえ、法第13条第6項において、「児童福祉司としておおむね5年以上の者でなければならない」とされている。また、児童福祉司の大幅な増員に伴い、実務経験の浅い若手職員の割合が増加しており、指導教育担当児童福祉司の資質向上が特に重要となっている。

他方、上記(1)のとおり、改正法の施行により、研修の受講の時期が指導教育担当児童福祉司として任用される前となることから、将来の指導教育担当児童福祉司の計画的な研修受講を図るためには、任用されるまでの間に、一定の研修受講が可能な期間を設けることが必要となる。

これらを踏まえ、SV任用前研修の受講対象者については、児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者とする。

ただし、現に児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者が一定数任用されていること等を考慮し、経過措置として、令和6年度末までの間のSV任用前研修については、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。また、令和4年4月以降に児童相談所設置市となった市又は特別区においては、児童相談所を設置した日から3年を経過するまでの間、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。

(3) 筆記試験の実施

指導教育担当児童福祉司として職務を行うために必要な知識を有していることを確

認するため、筆記試験（多肢選択式）の合格を研修修了の要件とし、受講者は、1 回目（前期課程）の研修終了後から2 回目（後期課程）の研修開始前までの間に、筆記試験を受検し、2 回目（後期課程）の実施までに筆記試験に合格する必要があることとする。

筆記試験は、SV 任用前研修の一環として行うものであるため、その実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とし、都道府県等は、筆記試験を適切に実施できると認める団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

なお、令和4 年度における筆記試験の実施に当たっては、都道府県等の主な委託先である子どもの虹情報研修センター、西日本子ども研修センターあかし、特別区職員研修所（以下「各研修機関」という。）と調整し、オンラインによる研修ツールを活用して実施する予定としている。

（筆記試験の概要）

- ・ 筆記試験は多肢選択式とし、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律及び関係通知（児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き、一時保護ガイドライン等）等を参考として、SV 任用前研修の講義の科目の範囲を踏まえ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うために最低限必要な知識に関する問題を出題する。
- ・ 不合格であった場合でも複数回の受検ができることとする。

（4）スーパーバイズの実施等

現行のSV 任用後研修においても、1 回目（前期課程）の研修と2 回目（後期課程）の研修の間には、OJT を実施することを求めているところであるが、指導教育担当児童福祉司として必要となる指導・教育（以下「スーパーバイズ」という。）の技術を身につけるためには、実際に児童福祉司に対してスーパーバイズを実践し、さらに、その実践に対して、指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員（以下「指導的職員」という。）がスーパーバイズを行うこと（以下「メタスーパーバイズ」という。）が重要である。

このため、SV 任用前研修については、「実習」として、受講者がスーパーバイズを実践し、その実践に対してメタスーパーバイズを受けた上で、2 回目（後期課程）の演習において、実習を行った受講者に対する集中的なスーパービジョンの実施を行うこととする。

実習を含めたスーパーバイズの実施等に関する基本的な考え方は以下のとおりであるが、その他具体的な内容や方法については、都道府県等や各児童相談所の実情に応じて柔軟に取り組まれない。

① 児童相談所における実習の実施

各児童相談所は、（i）受講者のスーパーバイズの対象となる担当の児童福祉司（以下「担当福祉司」という。）及び（ii）受講者が行ったスーパーバイズに対するメタスーパーバイズを行う指導的職員をあらかじめ選定した上で、受講者は、1 回目（前期課程）の研修の内容を踏まえ、実習として、担当福祉司に対してスーパーバイズを行うこととする。

受講者が担当福祉司に対して行うスーパーバイズの期間は、1 回目（前期課程）の研修終了後から2 回目（後期課程）の研修開始前までの間であって、最低3 ヶ月間は実施するものとする。スーパーバイズは、担当福祉司が担当しているケースの理解や自らの関わり方について振り返る機会となるよう、随時行われるものであることに留意すること。

② スーパーバイズに関するレポートの作成及び指導的職員によるメタスーパーバイズの実施等

受講者は、担当福祉司に対して行ったスーパーバイズについて別紙様式を参考としてレポートを作成し、指導的職員及び管理職員の確認を受けることとする。

指導的職員は、受講者が担当福祉司に対して、指導教育担当児童福祉司としてのスーパーバイズが実践できている点と成長を求めたい点という観点でレポートに所見を記載し、指導的職員は受講者に対してメタスーパーバイズを行うこととする。

なお、レポートには、受講者からスーパーバイズを受けた担当福祉司の意見も記入することが望ましい。

③ 後期課程前のレポートの提出

指導的職員によるメタスーパーバイズを受けた受講者は、指導的職員等の所見等を記載したレポートを2 回目（後期課程）の研修開始までに都道府県等に提出することとする。

④ 演習におけるスーパービジョンの実施及びレポートの提出（後期課程後）

2 回目（後期課程）の研修の演習においては、受講者から提出されたレポートに対してスーパービジョンを実施するものとする。演習におけるスーパービジョンの実施方法はレポートの内容や研修受講者数等を踏まえ、例えば、受講者同士によるスーパーバイズ（ピアスーパービジョン）や少人数のグループのスーパーバイズ（グループスーパービジョン）を実施するなど、適宜工夫して取り組まれない。

なお、SV 任用前研修の演習に関する「科目」、「コマ数」及び「時間」については、現行からの変更はない。

⑤ 後期課程後のレポートの提出

受講者は、2 回目（後期課程）の研修終了後において、上記③において提出したレポートについて、後期課程でのスーパービジョンを踏まえて必要な事項を記入した上で、改めて都道府県等に提出することとする。

（5）研修の修了評価

SV 任用前研修の修了評価については、都道府県等が、研修内容の講義及び演習の全科目の受講、上記（3）の筆記試験の合格及び上記（4）のレポートの提出を確認した上で行うこととする。

なお、現行のSV 任用後研修と同様、研修の一部の科目を欠席等により受講できなかった場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修を修了したこととし、当該科目について近隣の都道府県等で実施する研修に参加し受講した場合でも研修を修了したこととして差し支えない。ただし、その場合でも任用要件を満たすのは、再度受講により全ての研修を修了した段階となることに留意されたい。

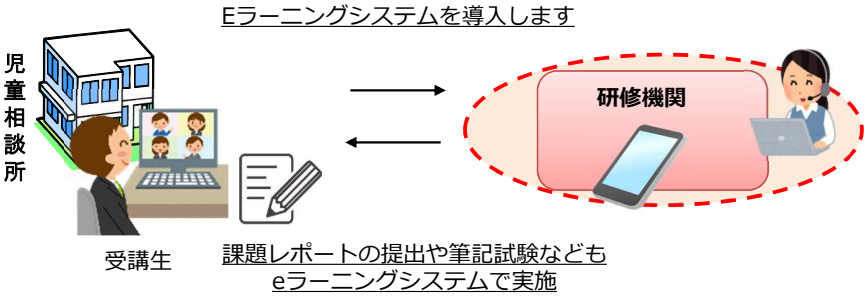
2 現行のSV 任用後研修の実施主体について

現行のSV 任用後研修については、都道府県等を実施主体としているところであるが、児童相談所の設置を目指している市又は特別区において、令和3 年度中にSV 任用後研修を受講し、令和4 年4 月時点で指導教育担当児童福祉司を配置することができるよう、児童相談所設置市として指定される以前でも、SV 任用後研修を実施できるものとする。当該市区が実施したSV 任用後研修の受講者は、当該市区が児童相談所設置市として指定された後に、SV 任用後研修の再度の受講（児童相談所設置市としての指定が令和4 年4 月以降においてはSV 任用前研修の受講）は不要とする。

ただし、SV 任用後研修の受講者であっても、当該市区が児童相談所設置市として指定されるまでに時間を要した場合は、子どもを取り巻く状況を再認識するため、SV 任用前研修を受講することが望ましい。

以上

令和4年度「指導教育担当児童福祉司任用前研修」では、従来のレポート提出、集合型研修等に加え、eラーニングシステムの導入を予定しています。
そのため事前の接続テストを実施します。



接続試験を実施します

子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、特別区職員研修所と調整した結果、研修中の筆記試験については、原則としてオンラインによる研修ツール（「eラーニングシステム」という。）を活用して実施します。

そのため、ファイルのアップロードやビデオ視聴の可否などの簡単な接続テストを実施します。

<実施時期>

令和4年1月27日（木）～2月18日（金）

<対象>

全国の児童相談所（児童相談所設置市移行前の自治体も含む。）

開発中のeラーニングシステム画面

開発中のeラーニングシステム画面

このコースの概要です。

【指導教育担当児童福祉司任用前研修 eラーニング】試用版

「社会的養護の展開」

標準学習時間
約30分
（ビデオ視聴 10分×2本、試験 5分、アンケート 5分）

本コースの目的
このコースは、社会的養護に関する基礎知識の習得を目的としており、研修中の筆記試験を実施して知識の定着を図ります。

【研修要件】

- ① 試験の場
- ② 試験の受験（金銭正解）
- ③ アンケート回答

ここをクリック

学習を始めよう。右の「ここをクリック」をクリックしてください。

eラーニングシステムによるビデオ視聴

レポート(テスト)

公開期間	2022年1月5日 14時4分～2022年3月3日 13時58分
提出期限	2022年1月5日 14時10分
添付ファイル	レポート(テスト).docx 11.93KB
評価	
ステータス	未提出

後続に続くテーマの中から1つを選んで、自由に読みたいWordファイルで4000文字程度にまとめること。

課題提出: ②ここをクリック

戻る

eラーニングシステムによるレポート提出
や筆記試験の受験

5

令和4年1月25日
事務連絡

各 都道府県
指定都市
児童相談所設置市等
※令和4年度中設置予定含む

児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童相談係

指導教育担当児童福祉司の任用前研修におけるオンラインによる研修ツールの活用
及び接続テストについて（依頼）

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
令和3年8月27日付子家発0827第2号「令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について」により、指導教育担当児童福祉司の任用前研修においては筆記試験の実施、同筆記試験の合格を研修修了の要件とする旨通知したところです。
今般、子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、特別区職員研修所と調整した結果、同筆記試験については、原則としてオンラインによる研修ツール（以下「eラーニングシステム」という。）を活用して実施することとなりました。
つきましては、下記のとおり事前に接続テストを実施いたしますので、ご対応ください。

記

1. 接続テストの実施内容
(1) 管内児童相談所のインターネット接続が可能な端末から、eラーニングシステム (<https://nlp.netlearning.co.jp/NS/Login/Login.aspx?ReturnUrl=%2fns%2fportal%2fDefault.aspx>) への接続
接続テストに必要な ID、パスワード、接続確認の方法、ログイン後にご確認いただきたいポイント等の詳細は、別紙のとおり
(2) 接続テスト結果に関する報告
eラーニングシステムへ接続できなかった又は、別紙の「6. 確認のポイント」のうち、確認できなかった内容を自治体で取りまとめの上、電子メールにて下記担当までお知らせください（様式自由）。
2. 実施時期
令和4年1月27日（木曜日）から2月18日（金曜日）まで
3. 問合せ先
eラーニングシステムの仕様、接続・操作方法等に関するお問合せについては、株式会社ネットラーニング support@netlearning.co.jp まで電子メールにてご連絡ください。
その他のお問合せについては、下記担当までご連絡ください。

【担当】
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
児童福祉専門官 久保（隆）
TEL: 03-5253-1111（内4866）
E-Mail: jidou-soudan@mhlw.go.jp

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法 律 の 要 点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

平成34年4月1日から施行

今後、Q&Aを
発出予定

従 前 の 経 緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

都 道 府 県

各 指 定 都 市

児童福祉主管部局

御中

児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童相談所の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁会議決定）に基づき計画的な職員の増員に取り組んでおり、児童福祉司及び児童心理司の増員について、計画を1年前倒し、本年度までに新プランで掲げている人員体制（※）の確保を目指すこととしていく所です。

今般、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、令和4年度は児童福祉司について5,765人（対前年比＋505人）、児童心理司について2,348人（対前年比＋198人）の人員体制を確保することを目指すこととしました。

これに伴い、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、引き続き、自治体における採用活動等への支援に取り組むこととしていますので、各自治体において、児童相談所における人材確保を進めていただきますようお願いいたします。

（※）令和3年度までに、児童福祉司は5,260人、児童心理司は2,150人の体制の確保を目指す。

（参考）人材確保等に関する支援策

○児童福祉司任用資格取得支援事業

【補助基準額】1人当たり：130千円（令和4年度予算案）

※通信課程（1年）を利用して任用資格の取得を行う際の受講料等の補助

【補助率】国1/2、自治体1/2

（※）児童福祉司の任用資格のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項第1項では、「都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者」との規定があり、当該課程として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営する中央福祉学院の通信課程（1年）があることから、積極的に活用していただきたい。

○児童福祉司等専門職採用活動支援事業

【補助基準額】1自治体当たり：4,182千円（令和4年度予算案）

※複数の職種の採用活動を行う場合の加算：3,528千円

※補助対象の自治体に、児童相談所を設置する予定の自治体及び一部事務組合を追加（令和3年度～）

【補助率】国1/2、自治体1/2

○地方交付税措置（令和4年度）

（標準団体（人口170万人）当たりの普通交付税措置）

区分	令和3年度	令和4年度	増員
児童福祉司	70人	78人	＋8人
児童心理司	29人	32人	＋3人
保健師	3人	3人	－
合計	102人	113人	＋11人

○児童福祉司等の処遇改善

※令和2年度に地方交付税における特殊勤務手当の積算単価を月額2万円まで引上げ

	令和元年度	令和2年度以降
児童福祉司	12,160円	20,000円
児童心理司	－	20,000円
保健師	－	20,000円

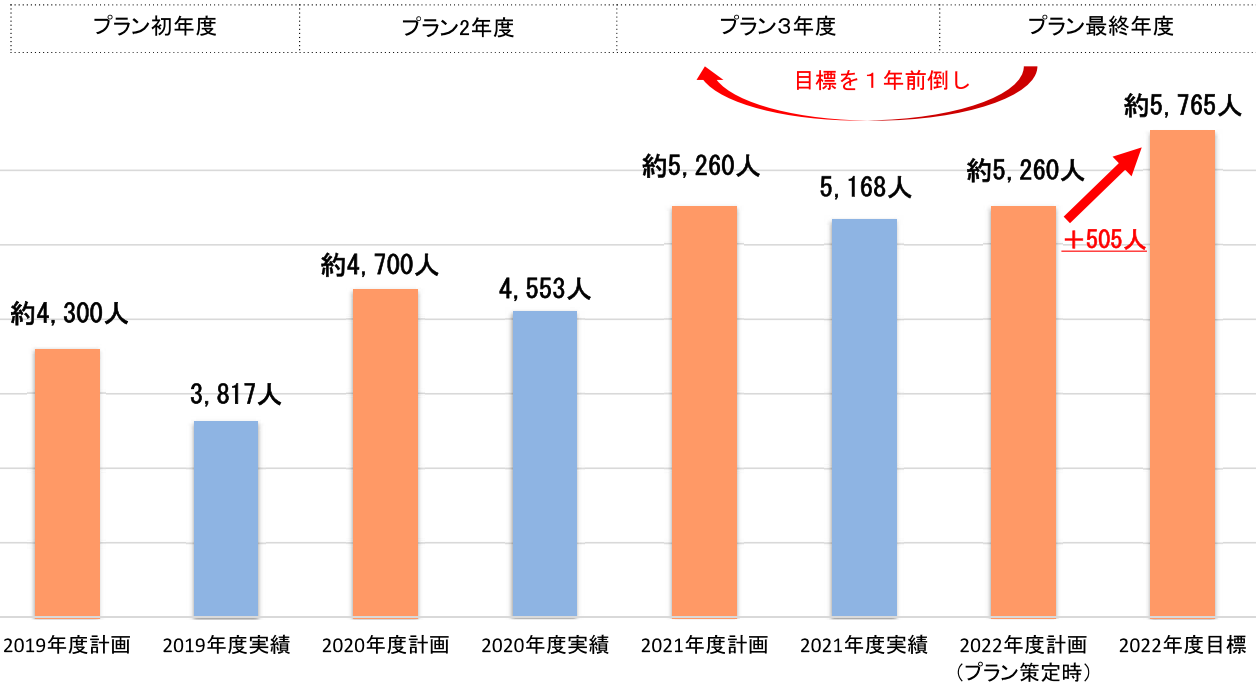
令和4年度の配置目標

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。

・新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。

※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。(約2,150人→約2,348人)

※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。



令和4年度 児童福祉司資格認定通信課程 受講のご案内

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中 央 福 祉 学 院

1. 目的：

児童福祉司として必要な基礎的知識および技術について、通信教育(スクーリング 5日間を含む)の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を取得することを目的としています。

2. 受講資格：

児童相談所職員または、子ども家庭福祉に携わる都道府県・政令指定都市・市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年生大学を卒業した者又は2022年3月に卒業見込みの者。

3. 学習内容：

本課程は、①通信学習(自宅学習)、②集合研修(スクーリング)、③修了テストにより構成されています。以下の①～③を修了した方に、修了証書を交付します。修了日は2023年3月31日です。

①通信学習 6月1日より開始(4学期制)、全16科目

②集合研修 日程(予定)：2022年10月18日(火)から10月22日(土)(5日間)

会場：中央福祉学院(ロフォス湘南)

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

③修了テスト 2023年3月に自宅受験により実施

4. 受講定員：200名

5. 受講料：75,400円(消費税等込)

※スクーリング出席に係る交通費・宿泊費・食費は別途ご負担ください。

6. 申込期限：

令和4年4月8日(金)までに、都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部(局)に必着

7. 問い合わせ先：

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司係

TEL：046-858-1355 FAX：046-858-1356 URL：<http://www.gakuin.gr.jp/>

※受講申込書は、各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部(局)にご提出ください。提出先は中央福祉学院ホームページにてご確認いただけます。

令和4年度予算案における児童虐待防止対策関連予算（概要）

- ◆ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加し、令和2年度には約20万件となっているほか、痛ましい事件が後を絶たず、対策の強化が急務。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月関係府省庁連絡会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）など、累次の対策が講じられているところであり、これらの対策を着実に実施していく。
※令和3年度補正予算含む

児童虐待の発生予防・早期発見

◇地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・パウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行い、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

◇妊産婦への支援の推進

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

◇子育て世代包括支援センターの全国展開、子ども家庭総合支援拠点の設置促進

年々増加する児童虐待の対応にあたり、虐待の発生予防、早期発見の重要性が高まっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターや新プランに基づく子ども家庭総合支援拠点の設置を進める。

◇SNSを活用した相談支援の強化等【令和3年度補正予算】

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化を図る。

児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

◇子どもの権利擁護の推進【拡充】

子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について先進的な取組を行う自治体への支援や、児童相談所への第三者評価の受審の推進、一時保護中の児童の原籍校への送迎支援を図る。

◇一時保護所の定員超過の改善【令和3年度補正予算】

一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所等の整備等に当たっての補助率を嵩上げする。

◇専門人材の確保・資質向上の推進【拡充】

弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置支援、研修等に当たっての外部人材の活用促進を図る。

◇要保護児童等に関する情報共有システムの整備【令和3年度補正予算】

「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用した自治体間の円滑な情報共有のための体制整備の促進を図る。

◇AIを活用した全国統一ツールの開発促進【令和3年度補正予算】

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

※ヤングケアラーへの支援については、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

※このほか、家庭養育の推進や自立支援の充実等については、平成28年改正児童福祉法の理念や骨太の方針を踏まえ、里親支援等や措置解除者に対する支援についての更なる拡充を図ることとしている。

児童相談所一時保護所等整備事業

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

1. 概要

- 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。
- 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

2. 対象自治体

- ①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）
- ②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

・児童相談所一時保護所の整備等 本体分（定員1人当たり）12,934千円 + 各加算

・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等

（児童養護施設の場合）

本体分（定員1人当たり）6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算（定員1人当たり）18,722千円（最大） + その他加算

・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円

・一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和3年度第1次補正予算額：4.2億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

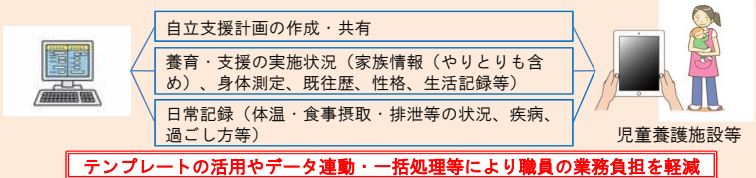
①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援【新規】

令和3年度第1次補正予算額：6.2億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要となる経費のほか、個室化に要する改修に必要となる経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要となる経費、個室化に要する改修に必要となる経費等の支援

①マスク等購入費

感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要となる費用について補助

②児童養護施設等の消毒経費

施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要となる情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助

④個室化に要する改修費等

感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

⑤職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

【補助基準額】1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）

(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】1自治体当たり：11,860千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、社会的養護自立支援事業所、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】国1/2

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見・意向を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

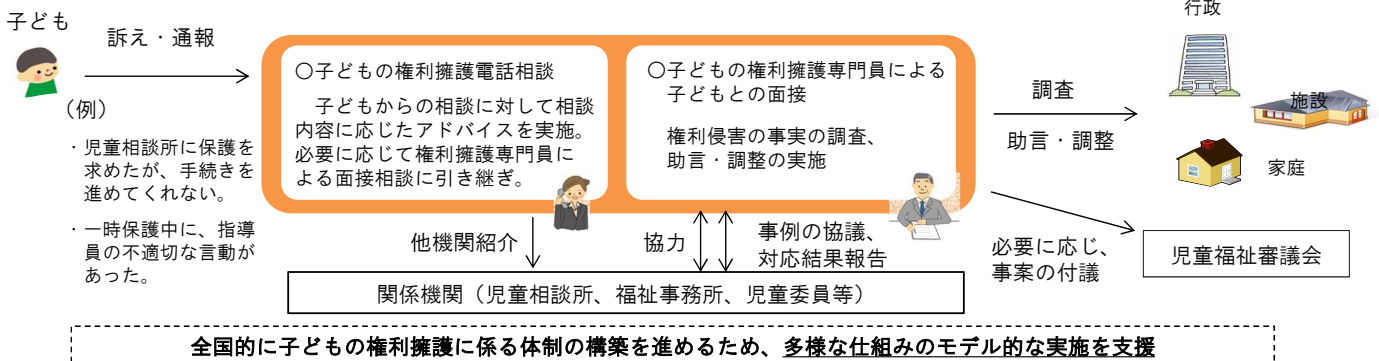
子どもの意見・意向表明（アドボケート）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】1自治体当たり：10,000千円（令和3年度：8,175千円）《拡充》

【補助率】定額（国：10/10相当）

＜取組の一例＞



児童相談所における第三者評価の実施促進【拡充】 （評価・検証委員会設置促進事業）

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

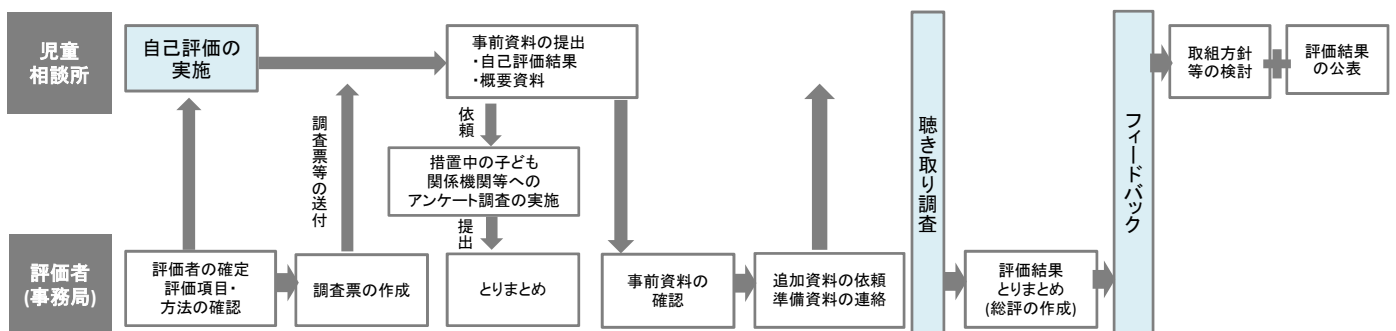
1. 目的

- 令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において「都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする」とされたことを踏まえ、児童相談所の第三者により質の評価の推進を図る。

2. 事業内容

- 児童相談所における第三者評価の受審の促進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用を補助を行う。
《評価・検証委員会設置促進事業の拡充》
【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助基準額】1都道府県等当たり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円《拡充》
【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

＜第三評価の業務フローイメージ＞



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

一時保護機能強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2. 事業内容

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
 - ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
 - ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
 - ③ トラブル対応協力員：子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図る。
 - ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。
《拡充》 一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないよう、加算として、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用について補助を行う。
- ⑥ その他（外国人对応協力員（通訳など）等）
：個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。



3. 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
（加算分）児童相談所1か所当たり：1,384千円 《拡充》
- ・ 学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
（加算分）児童相談所1か所当たり：1,429千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

研修の充実等による児童相談所の体制強化【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

法的対応の更なる強化

- 児童相談所における弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設する。
《法的対応機能強化事業の拡充》
- 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】1児童相談所当たり 15,644千円
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：上限7,822千円（配置状況に応じて単価を見直し））
＋ 法的対応事務職員を配置する場合 3,597千円《拡充》
- 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

一時保護所職員に対する研修の充実

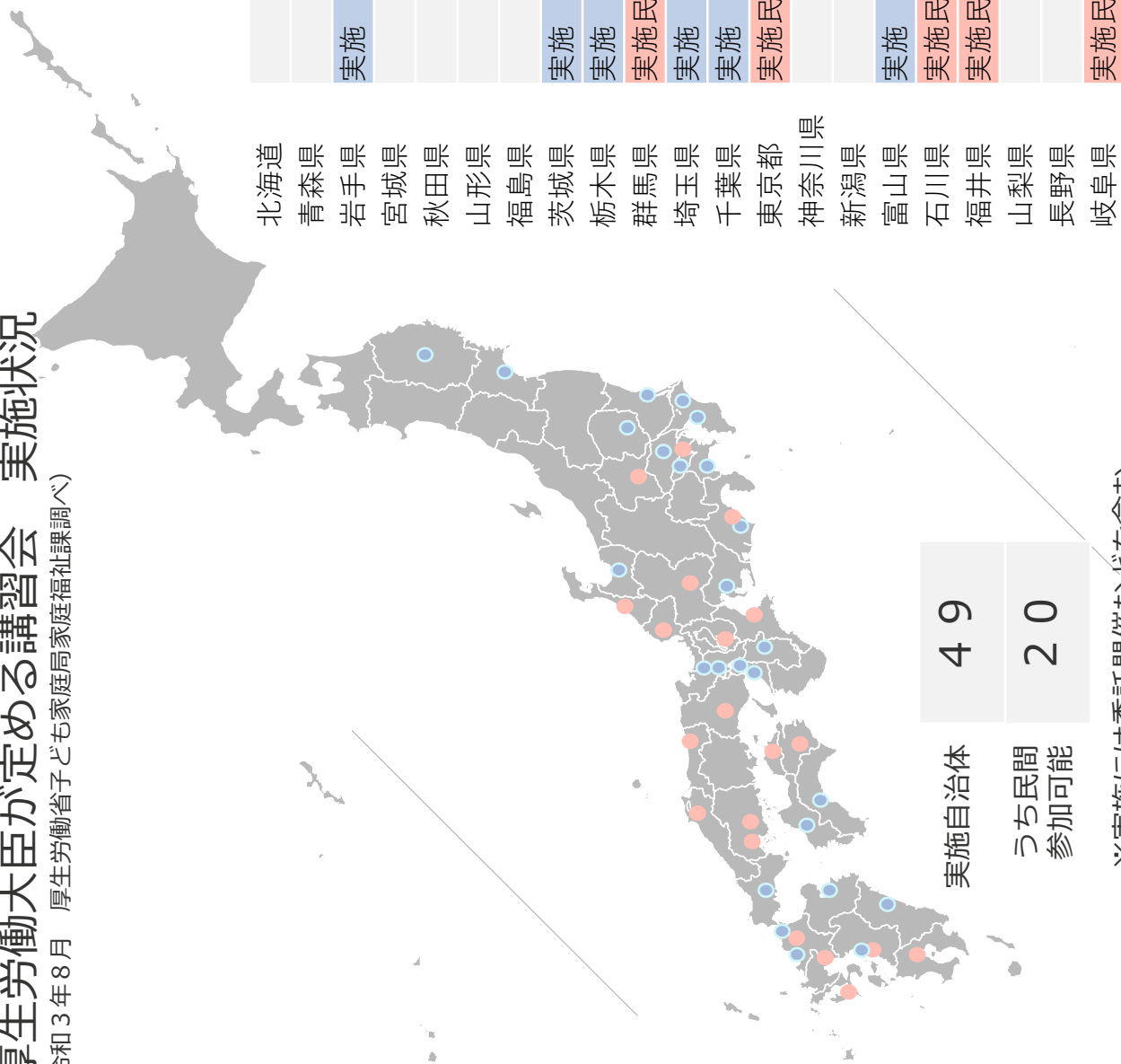
- 一時保護所職員の資質向上を図るため、児童福祉司等に対する新任時研修等に加えて、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算を創設する。
《児童相談所及び市町村職員専門性強化事業の拡充》
- 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】1児童相談所当たり 1,668千円（参加促進の場合196千円）
- 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

研修講師やアドバイザーの派遣事業の実施

- 児童相談所におけるOJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを創設する。
《虐待・思春期問題情報研修センター事業の拡充》
- 【実施主体】事業を実施する研修センター
- 【補助率】10/10（定額）

児童福祉法施行規則第6条第7項の 厚生労働大臣が定める講習会 実施状況

(令和3年8月 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)



北海道		
青森県		
岩手県	実施	
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	実施	
栃木県	実施	
群馬県	実施民間○	
埼玉県	実施	
千葉県	実施	
東京都	実施民間○	
神奈川県		
新潟県		
富山県	実施	
石川県	実施民間○	
福井県	実施民間○	
山梨県		
長野県		
岐阜県	実施民間○	

静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

実施民間○
実施民間○
実施民間○
実施
実施
実施民間○
実施
実施民間○
実施民間○
実施民間○
実施
実施
実施民間○
実施民間○
実施民間○
実施民間○
実施
実施
実施民間○

札幌市
仙台市
さいたま市
千葉市
港区
世田谷区
荒川区
江戸川区
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市
新潟市
金沢市
静岡市
浜松市
名古屋市
京都市
大阪市
堺市
神戸市
明石市
岡山市
広島市
北九州市
福岡市
熊本市

	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施
	実施民間○
	実施
	実施
	実施

一時保護の長期化を防ぐ取組事例

岡山県の取組

① 相談受付件数	② 一時保護人数	③ 一時保護所平均在所日数	④ 虐待相談対応件数
4,011件	535名	11.8日	615件

(令和2年度福祉行政報告例)

- 「一時保護をした後の支援はどのようにプランニングしているのか」と常に問うことが大切
→児童相談所職員の人材育成の観点からも重要
- 「とりあえず保護してから考える」のではなく、
一時保護を検討する際には、およその保護期間と出口戦略の見通しを立てる。
- 一時保護記録票 (別紙1) 児童相談所が一時保護する場合に一時保護所へ提出
一時保護の期間や保護後の方針も記載する。
- 一時保護援助方針 (別紙2) 毎週の援助方針会議で、一時保護中の子どもの様子とケースワーク
や心理面接の進捗状況を担当の福祉司及び心理司等から報告
- 一時保護評価票 (別紙3) 毎週の援助方針会議で報告・決定された内容(今後の支援の方向性
や抑えておくべきことなど)を記録していく。

一時保護児童記録票

令和 年 月 日 記入
児童福祉司名[]
児童心理司名[]

相談種別	☐ 養護[虐待] ☐ 養護[虐待以外] ☐ ぐん犯 ☐ 触法 ☐ 性行 ☐ その他[] ☐ 再判定		ケース番号	通告者
児童相談所	☐ 中央 ☐ 倉敷 ☐ 津山 ☐ 県外[]			
児童名(性別)	()	生年月日(歳)	平成 年 月 日生(歳)	
住所	連絡先			
学校(学年)等	担任等			
虐待の有無	☐ なし ☐ あり ☐ 不明 ☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ ネグレクト ☐ 心理的虐待			
一時保護の理由	☐ 職権一時保護 ☐ 緊急一時保護 ☐ 行動観察 ☐ 短期治療指導 ☐ 同上 ☐ 別の理由 ☐ 説明していない 理由[]			
児童への説明	☐ 同上 ☐ 別の理由 ☐ 説明していない 理由[]			
保護者への説明	☐ 同上 ☐ 別の理由 ☐ 説明していない 理由[]			
同意の状況	児童	☐ 同意 ☐ 拒否 ☐ 不明 ☐ その他[]		
	理由	[]		
保護者	☐ 同意 ☐ 拒否 ☐ 不明 ☐ その他[]			
理由	[]			
一時保護の期間	☐ 1週間 ☐ 10日間 ☐ 2週間 ☐ 3週間 ☐ その他[] 児童への説明[☐ あり ☐ なし] 保護者への説明[☐ あり ☐ なし]			
信通	保護者	☐ 制限なし ☐ 制限あり		
関係者	制限・配慮の内容	[]		
	制限・配慮の内容	[]		
所外(成徳学校他)	制限・配慮の内容	[]		
	制限・配慮の内容	[]		
一時保護後の方針	内定	☐ 未定		
	在宅	☐ 保護者引取 ☐ 親族引取 ☐ その他()		
一時保護後の方針	施設利用(継続)	☐ 養護施設 ☐ 自立支援施設 ☐ 情短施設		
	里親委託	☐ 障害児施設 ☐ その他(自立援助ホーム)		

行動特徴等	窃盗 ☐ 盗 ☐ なり ☐ あり ☐ 不明 ☐ 不明 器物損壊 ☐ なり ☐ なり ☐ 不明 ☐ 不明 発達障害 ☐ なり ☐ なり ☐ 不明 ☐ 不明 自殺企図 ☐ なり ☐ なり ☐ 不明 ☐ 不明 自傷行為 ☐ なり ☐ なり ☐ 不明 ☐ 不明 暴力行為 ☐ なり ☐ 不明 薬物依存 ☐ あり ☐ 父 ☐ 母 ☐ 妹 ☐ 教師 ☐ 他児童 服薬 ☐ なり ☐ あり ☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 夜 ☐ 就床前 ☐ 不明 アレルギー等 ☐ なり ☐ あり ☐ 不明	備考事項
家族構成	家族氏名続柄年齢勤務先(学校)	備考事項
取扱経過	子ども記録票の通り	
備考	行動観察票[☐ 必要 ☐ 不要] 脳波[☐ 必要 ☐ 不要] 健康診断書[☐ 必要 ☐ 不要]	

※一時保護所利用にあたって

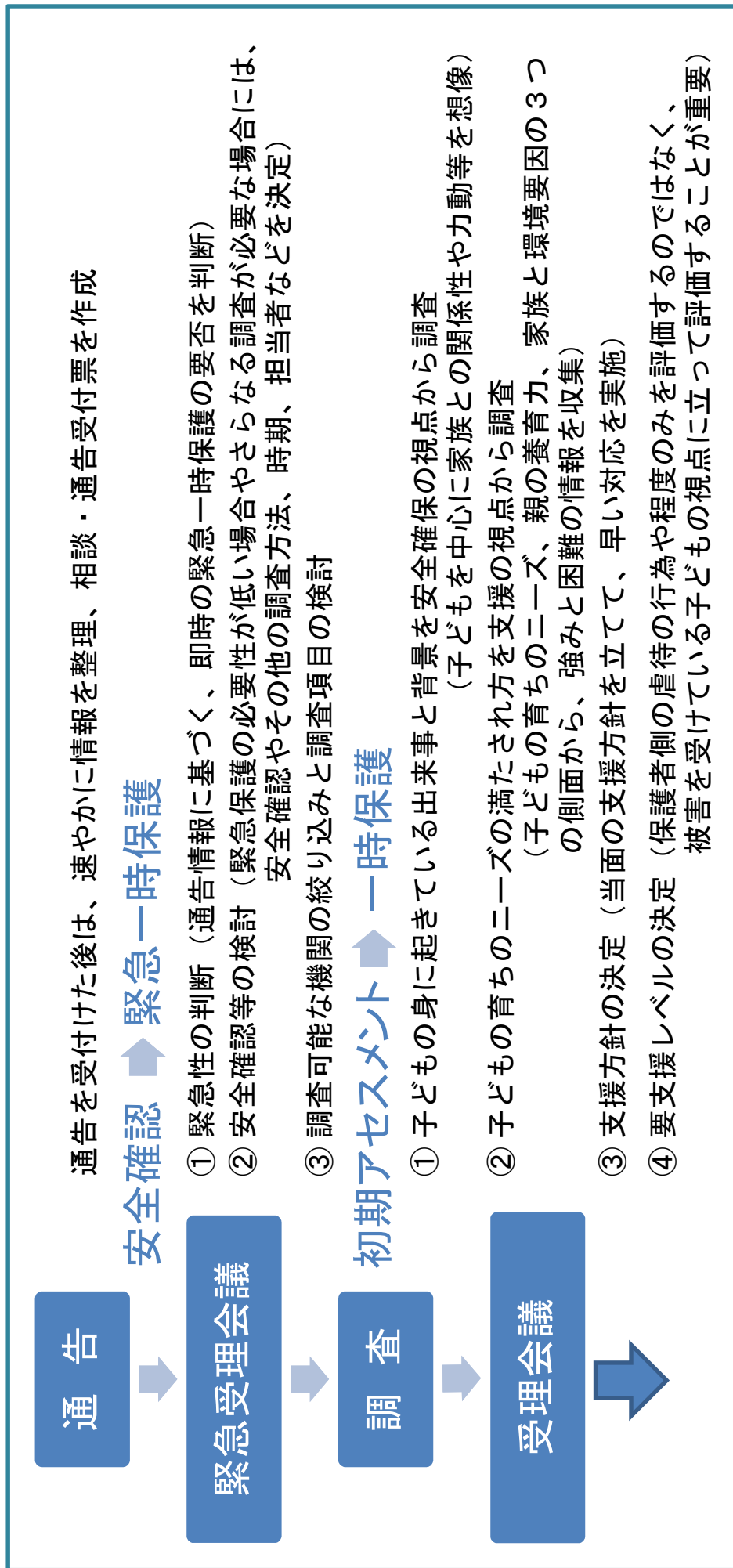
- ・児童、保護者、学校教諭等に一時保護の趣旨を十分に説明してください。一時保護中、必ず面会に来るよう働きかけてください。特別な事情がある場合はこの限りではありません。
- ・一時保護にあたって一時保護児童記録票の他、本ケースのフェースシートの写を添付してください。一時保護歴のある児童は過去の行動観察票・処遇指針の写及び、再判定の場合は再判定額の写を添付してください。
- ・担当児童福祉司等は、朝夕、保護課を訪れて児童の表情を見ながら親しく話しかけてください。倉敷児童相談所等からの一時保護はこれに準じてください。
- ・取扱経過は措置及び一時保護等おもな経過で十分ですが、一時保護開始年月日及び被虐待児童登録は必ず記載してください。

- ・一時保護児童記録票は両面印刷をお願いします。
- ・保護課職員との連携、情報提供を欠かさないようにお願いします。
- ・このチェックは■で表示してください。

※「一時保護児童記録票の両面印刷」の基本操作

- ①ファイル (F) ②印刷 (P) ③プリンタ ④プリンタ名 (N) ▼Docu Centre 251/351/401 ⑤プロパティ (P) ⑥両面印刷 (X) ▼長辺とじ ⑦OK ⑧OK

○ 受理会議を二段階で行っている



参考：岡山県市町村子ども虐待対応ガイドライン（平成25年2月）

○ 児童相談所に配置された警察官も緊急受理会議から参加している。

○ 非常勤弁護士は、必要があれば受理会議に参加し、援助方針会議にも参加している。

■子どもの虹情報研修センター 2022 年度研修一覧

2022.2.23 時点

	研 修 名	受 講 対 象	日 程	定員
4 月	【ヤフコ】 テーマ別研修 ㊦ 「英国の児童保護改革から学ぶ」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験 通算 3 年 を満した者（各機関 1 名）	【ライブ配信】 4 月 22 日（金）	200 名
5 月	【ヤフコ】 ㊥ 児童相談所長研修 A・B＜前期＞	新任児童相談所長 （児童福祉法第 12 条の 3 に受講が義務づけられています）	【ライブ配信】 5 月 17 日（火）～19 日（木）	100 名
	【ヤフコ】 児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験 通算 5 年 を満した児童心理司（スーパーバイザー含む）	①事前アンケート ②動画教材の視聴 ③ライブ配信 5 月 26 日（木）	80 名
6 月	【ヤフコ】 ㊦ 児童福祉施設指導者 合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター等で基幹的職員等指導的立場にある職員で、児童福祉施設 通算 7 年 を満した者	【ライブ配信】 6 月 9 日（木）	80 名
	【ヤフコ】 児童虐待対応保健職員指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助産師・看護師、また児童相談所に勤務する保健師で、児童虐待関連業務経験 通算 5 年 を満した者（保健所に勤務する保健師・助産師・看護師も含む）	①事前アンケート ②動画教材の視聴 ③ライブ配信 6 月 22 日（火）～23 日（水） （23 日は児童相談所保健師対象）	80 名
7 月	指導教育担当児童福祉司 ㊥ 任用前研修 A＜前期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （児童福祉法第 13 条第 9 項に受講が義務づけられています）	①事前アンケート ②動画教材の視聴 ③ライブ配信 7 月 6 日（水）～ 7 日（木） （23 日は児童相談所保健師対象）	50 名
8 月	指導教育担当児童福祉司 ㊥ 任用前研修 B＜前期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （児童福祉法第 13 条第 9 項に受講が義務づけられています）	7 月 27 日（水）～28 日（木）	50 名
9 月	【ヤフコ】 教育・福祉虐待対応職員合同研修	学校や教育委員会などの教育機関、市区町村、児童相談所で児童虐待関連業務に携わる者であって、児童虐待関連業務経験 通算 2 年 を満した者（各機関 1 名）	①事前アンケート ②ライブ配信 8 月 4 日（木） 午前：講義配信（200 名） 午後：グループ討論（50 名）	200 名 午後の部 50 名
	指導教育担当児童福祉司 ㊥ 任用前研修 C＜前期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （児童福祉法第 13 条第 9 項に受講が義務づけられています）	8 月 24 日（水）～25 日（木）	50 名
	【ヤフコ】 児童心理治療施設指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験 通算 3 年 を満した者	①事前アンケート ②動画教材を視聴・レポート提出 ③事例のまとめを提出 ④ライブ配信 9 月 8 日（木）	50 名
9 月	【ヤフコ】 児童養護施設指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験 通算 7 年 を満した者（施設 1 名）	①事前アンケート ②動画教材を視聴・レポート提出 ③事例のまとめを提出 ④ライブ配信 9 月 29 日（木）	50 名
	児童相談所長研修 A＜後期＞ ㊥	新任児童相談所長 （前研修と後研修を通して受講してください）	①演習用課題の提出 ②事例のまとめを提出 ③10 月 11 日（火）～13 日（木）	50 名
10 月	児童相談所長研修 B＜後期＞ ㊥	新任児童相談所長 （前研修と後研修を通して受講してください）	①演習用課題の提出 ②事例のまとめを提出 ③10 月 25 日（火）～27 日（木）	50 名

	研 修 名	受 講 対 象	日 程	定員
11 月	【ヤフコ】 母子生活支援施設指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験 通算 3 年 を満した者	①事前アンケート ②動画教材を視聴・レポート提出 ③事例のまとめを提出 ④ライブ配信 11 月 10 日（木）	50 名
	【ヤフコ】 乳児院指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験 通算 5 年 を満した者	①事前アンケート ②動画教材を視聴・レポート提出 ③事例のまとめを提出 ④ライブ配信 11 月 25 日（金）	50 名
12 月	【ヤフコ】 市区町村虐待対応指導者研修	市区町村子ども家庭福祉担当部署、子ども家庭支援総合拠点、要保護児童対策調整機関、要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待関連業務の経験が 通算 5 年 を満した者（各機関 1 名）	①事前アンケート ②動画教材を視聴 ③ライブ配信 12 月 8 日（木）	80 名
	【ヤフコ】 児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	①事前アンケート ②ライブ配信 12 月 22 日（木）	50 名
23 年 1 月	【ヤフコ】 ㊥ 指導教育担当児童福祉司任用前研修 A＜後期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （前研修と後研修を通して受講してください）	①動画教材を視聴後に筆記試験 ②SV を実践しレポート提出 ③ライブ配信 1 月 17 日（火）～19 日（木）	50 名
	【ヤフコ】 ㊥ 指導教育担当児童福祉司任用前研修 B＜後期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （前研修と後研修を通して受講してください）	①動画教材を視聴後に筆記試験 ②SV を実践しレポート提出 ③ライブ配信 1 月 31 日（火）～2 月 2 日（木）	50 名
2 月	【ヤフコ】 ㊥ 指導教育担当児童福祉司任用前研修 C＜後期＞ ※	児童福祉司として 3 年以上 勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 （前研修と後研修を通して受講してください）	①動画教材を視聴後に筆記試験 ②SV を実践しレポート提出 ③ライブ配信 2 月 14 日（火）～16 日（木）	50 名
3 月	【ヤフコ】 児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師（勤務形態は問わず、非常勤や嘱託を含む）	【ライブ配信】 3 月 3 日（金）	100 名 同日開催
	【ヤフコ】 医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療機関等に勤務している児童虐待の対応に携わる医師	【ライブ配信】 3 月 3 日（金）	
	【ヤフコ】 テーマ別研修 「アウトリーチで届ける支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験 通算 3 年 を満した者（各機関 1 名）	【ライブ配信】 3 月 16 日（木）	200 名
年 間	施設職員事例検討会	児童福祉施設で指導的立場にある職員で、専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの施設関連研修の受講歴がある者	6 月 2 日（木）～3 日（金） 参集 月 1 回 オンライン 3 月 9（木）～10 日（金） 参集	8 名
	児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース	児童福祉司スーパーバイザーで、専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、福祉司スーパーバイザーの法定研修の受講歴があり、スーパーバイザー経験が 通算 3 年 を満した者	9 月 15 日（木）～16 日（金） 9 月～2 月 OJT 期間 2 月 21 日（火）～22 日（水）	10 名

※ 改正児童福祉法の施行に伴い、「児童福祉司スーパーバイザー 義務研修」の名称を変更しました。

㊥：法定研修。法定研修は、委託契約を締結した上での受講となります。ご注意ください。 ㊦：休止から再開した研修
あくまで予定であり、変更になることがあります。最新の情報は当センターのホームページでご確認下さい。

2022年度（令和4年度）虐待対応研修一覧（実施月別）

実施月	研 修 名（案）	受講対象	期間	定員
5月	子ども虐待対応研修担当者等 養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、 児童家庭支援センター等の職員に 対する研修企画、又は研修講師を行 う者、要保護児童対策地域協議会 調整担当者、家庭児童相談員や子 ども家庭相談担当者等で子ども虐待 関連業務経験通算3年を満たした 者（各機関1名）	5月11日（水） ～13日（金）	60名
5月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導 の立場にある指導員、保育士、家庭 支援専門相談員、里親支援専門相談 員、個別対応職員、グループホーム 長等で、児童福祉施設経験通算5年 を満たした者※（各施設1名）	5月25日（水） ～27日（金）	60名
6月	児童相談所児童心理司指導者 研修	児童相談所児童心理司経験通算5 年を満たした児童心理司（スーパー バイザー含む）	6月15日（水） ～17日（金）	60名
6月	【参集とオンライン】 乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場 にあり、児童福祉施設経験通算5年 を満たした者	6月29日（水） ～7月1日（金）	60名
7月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士 （常勤・非常勤・嘱託を問わない）	7月14日（水） ～15日（金）	40名
7月	市区町村子ども家庭支援指導 者研修	市区町村の子ども家庭支援業務（関 係業務を含む）において指導的立場 にある者（注：子ども家庭総合支援 拠点設置の有無は問わない） 例：子ども家庭総合支援拠点、家庭 児童相談室、要保護児童対策地 域協議会、子育て支援担当課、児 童家庭支援センター、母子保健 センター、ひとり親支援担当課、D V担当課等、管理的立場の者、子 育て支援センター（保育所含む） 都道府県において市区町村への助 言指導を担当する者 例：児童相談所、研修企画担当課	7月27日（水） ～29日（金）	60名
8月	【オンライン】 教育機関・児童福祉関係職員 合同研修	学校（幼小中高）や教育委員会や虐 待対応に携わる指導的立場の教職 員、スクールカウンセラー、スクー ルソーシャルワーカー（経験年数の 制限なし）市区町村、児童相談所等 で子ども虐待対応経験通算3年を 満たした者（各機関1名）※パソコ ンを使用しオンラインによる受講 環境が可能な者	8月19日（金）	200名
9月	【オンライン】 こころのシリーズ 「虐待を受けた子どもの こころの支援」	指導的立場にある以下の者 ①子ども虐待に関わる者 ②メンタルヘルスに関わる者 ③子どもの生活と環境を調整する 者で、指導的立場にある者 機関：児童相談所、児童福祉施設（児 童心理療施設、障害児施設、母子 生活支援施設、保育所を含む）、市区 町村、保健機関、教育機関、医療機 関、警察・司法等（各機関1名）	9月14日（水） 9月15日（木）	80名

11月	【オンライン】 特別企画「虐待の世代間伝達 を理解する」	子ども虐待対応に関わる指導的立 場にあるあらゆる職種の専門職（各 機関1名）※パソコンを使用しオン ラインによる受講環境が可能な者 ※受講後のアンケートを期間内に 提出できる者	11月11日（金）	80名
12月	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、 子育て支援、子ども虐待防止対策に 携わっている指導的立場にある保 健師、助産師、看護師、医師、精神 保健相談員で、子ども虐待対応関連 業務経験通算5年を満たした者	11月30日（水） ～2日（金）	60名
12月	一時保護所指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での 勤務経験が5年以上あり、一時保護 所職員において指導的立場にある 者、もしくは、一時保護専用施設（児 童養護施設等）の指導的立場にある 者	12月14日（水） ～16日（金）	60名
1月	【オンライン】 健康障害のシリーズ 「ネグレクトと健康障害」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・ 児童福祉司・児童心理司等）、市区町 村（福祉・保健）、保護された子ども の回復をケアする一時保護所・児童 福祉施設（保育士・児童指導員・嘱 託医・看護師）、日常的に子どもと接 する学校・幼稚園・保育所（教員・ 養護教諭・保育士等）、里親、警察・ 司法等で指導的立場にある者	1月19日（木） 1月20日（金）	80名
9月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修A＜前期課程＞ *必修	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	9月1日（木） 9月2日（金）	60名
9月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修B＜前期課程＞ *必修	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	9月29日（木） 9月30日（金）	60名
10月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修C＜前期課程＞ *必修	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	10月13日（木） 10月14日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修A＜後期課程＞ *必修 【オンライン】	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	2月1日（水） ～3日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修B＜後期課程＞ *必修 【オンライン】	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	2月15日（水） ～17日（金）	60名
3月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修C＜後期課程＞ *必修 【オンライン】	児童福祉司経験3年以上勤務した 者であって、指導教育担当児童福 祉司として職務を行うことが期待 される者。かつ、後期は、ZOOMを 用いることができる者。（e-ラーニ ングシステムによるオンデマンド 受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定 に基づき、受講が義務づけられて います）	3月1日（水） ～3日（金）	60名
3月	テーマ別研修「子どもの権利 （仮）」 【オンライン】	この問題に関わる専門職で、各所属 機関で指導的立場にあり、児童虐待 関連業務経験通算3年を満たすも 者（各機関1名）	3月中旬	80名

*：改正児童福祉法の施行に伴い「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー職務」の名称を変更しました。
必修：法定研修。法定研修は、委託契約を締結した上での受講となります。

令和 4 年度 児童福祉法等関係法令に基づく法定研修実施概要

児童相談所における児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）並びに要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施します。

研修内容到達目標、カリキュラム及び運用指針等については厚生労働大臣が定める基準に基づきます。

（会場は、いずれも特別区職員研修所を予定）

1 児童福祉司任用前講習会及び指定講習会

対 象	児童福祉法に基づく
日 数	6 日間必須、1 日間任意（合計 7 日間）
日 程	【第 1 回】令和 4 年 10 月中旬～下旬 【第 2 回】令和 4 年 12 月上旬～下旬
定 員	各回 50 名程度
負担金	【7 日間】 42,600 円（予定）

2 児童福祉司任用後研修

対 象	① 児童福祉司として任用後 1 年目の職員 ② ①の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員
日 数	5 日間 ※ ただし、児童福祉司任用前講習会修了者は、5 日間のカリキュラムのうち、重複した科目（「社会的養護における自立支援」「関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援」「行政権限の行使と司法手続」「子ども虐待対応の基本」）及び「非行対応の基本」（計 3 日間）の受講を免除することができま
日 程	【5 日間コース】令和 4 年 5 月中旬～下旬（5 日間） 【2 日間コース（※一部受講免除者）】令和 4 年 5 月中旬～下旬（計 2 日間）
定 員	計 50 名程度
負担金	【5 日間コース】 35,500 円（予定） 【2 日間コース】 19,200 円（予定）

3 児童福祉司スーパーバイザー研修（カリキュラムについては別紙 4 参照）

対 象	① 児童福祉司として 3 年以上の職務経験を有する職員 ② ①の他、受講を希望する子ども家庭福祉行政に携わる職員
日 数	5.5 日間（前期 3 日間、後期 2.5 日間）
日 程	【前期】令和 4 年 8 月上旬～中旬（3 日間） 【後期】令和 5 年 2 月中旬～下旬（2.5 日間）
定 員	50 名程度
負担金	【5.5 日間】 56,550 円（予定）

4 調整担当者研修

対 象	① 調整担当者として業務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 ② ①の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員
日 数	2 日間
日 程	令和 5 年 2 月中旬（2 日間）
定 員	50 名程度
負担金	【2 日間】 19,200 円（予定）

5 その他（児童相談所関連研修「課題別研修」一部抜粋）※定員はいずれも各回 50 名程度。負担金は予定。

研修名	児童福祉司（1～2 年目）Ⅰ・Ⅱ
期 間	【Ⅰ】令和 4 年 6 月上旬（2 日間） 負担金 【Ⅰ】 19,200 円 【Ⅱ】令和 4 年 6 月中旬（2 日間） 負担金 【Ⅱ】 24,200 円
内 容	【Ⅰ】○通告ケースの初期対応 ○面接技法 ○法医学 ○社会的養護 【Ⅱ】○多機関連携 ○性的虐待 ○法的対応 ○アセスメントの基礎

研修名	児童福祉司（3～4 年目）Ⅰ・Ⅱ
期 間	【Ⅰ】令和 5 年 1 月上旬～中旬（2 日間） 負担金 【Ⅰ】 24,200 円 【Ⅱ】令和 5 年 1 月中旬～下旬（3 日間） 負担金 【Ⅱ】 36,300 円
内 容	【Ⅰ】○CARE（ペアレント・トレーニング） ○困難事例の検討 ○死亡事例から学ぶ 【Ⅱ】○解決志向アプローチ ○親子関係再構築支援

研修名	児童心理司（1～2 年目）Ⅰ・Ⅱ
期 間	【Ⅰ】令和 4 年 10 月下旬（2 日間） 負担金 【Ⅰ】 19,200 円 【Ⅱ】令和 4 年 11 月上旬（2 日間） 負担金 【Ⅱ】 24,200 円
内 容	【Ⅰ】○児童心理司業務の基礎 ○虐待が子どもに与える影響 ○アセスメントの基礎 ○心理所見の書き方 ○面接技法 【Ⅱ】○カンファレンス、コンサルティングに求められる技能 ○性加害、性被害児童への対応 ○子どものアセスメント

研修名	児童心理司（3～4 年目）Ⅰ・Ⅱ
期 間	【Ⅰ】令和 5 年 1 月下旬（2 日間） 負担金 【Ⅰ】 24,200 円 【Ⅱ】令和 5 年 2 月上旬（2 日間） 負担金 【Ⅱ】 24,200 円
内 容	【第 1 回】○アセスメント技法 ○法的申立てにおける心理所見 ○CARE（ペアレント・トレーニング） 【第 2 回】○トラウマケア ○ライフストーリーワーク

研修名	一時保護所職員Ⅰ・Ⅱ
期 間	【Ⅰ】令和 4 年 12 月上旬（2 日間） 負担金 【Ⅰ】 19,200 円 【Ⅱ】令和 5 年 1 月中旬（2 日間） 負担金 【Ⅱ】 19,200 円
内 容	【第 1 回】○子どもの権利擁護 ○児童相談所業務と一時保護所の役割 ○虐待が子どもに与える影響 ○社会的養護 【第 2 回】○児童間暴力 ○トラウマインフォームドケア ○遊びとレクリエーション ○安心安全な生活環境の提供

研修名	児童家庭福祉
期 間	令和 4 年 6 月下旬（2 日間） 負担金 19,200 円
内 容	○児童福祉行政 ○通告ケースの初期対応 ○要保護児童対策地域協議会の運営 ○社会的養護

○ 特別区職員受入後、定員に空きがある場合は、他自治体職員を受入いたします。研修受託申請手続等につきましては、特別区職員研修所ホームページにて「特別区職員研修所研修受託要綱」をご参照ください。

〔 <http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujou/index.html> 〕

○ 問合せ先：特別区職員研修所教務課専門研修係 電話 03-5298-3938

支援対象児童等見守り強化事業【新規】

目 的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子ども等の見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

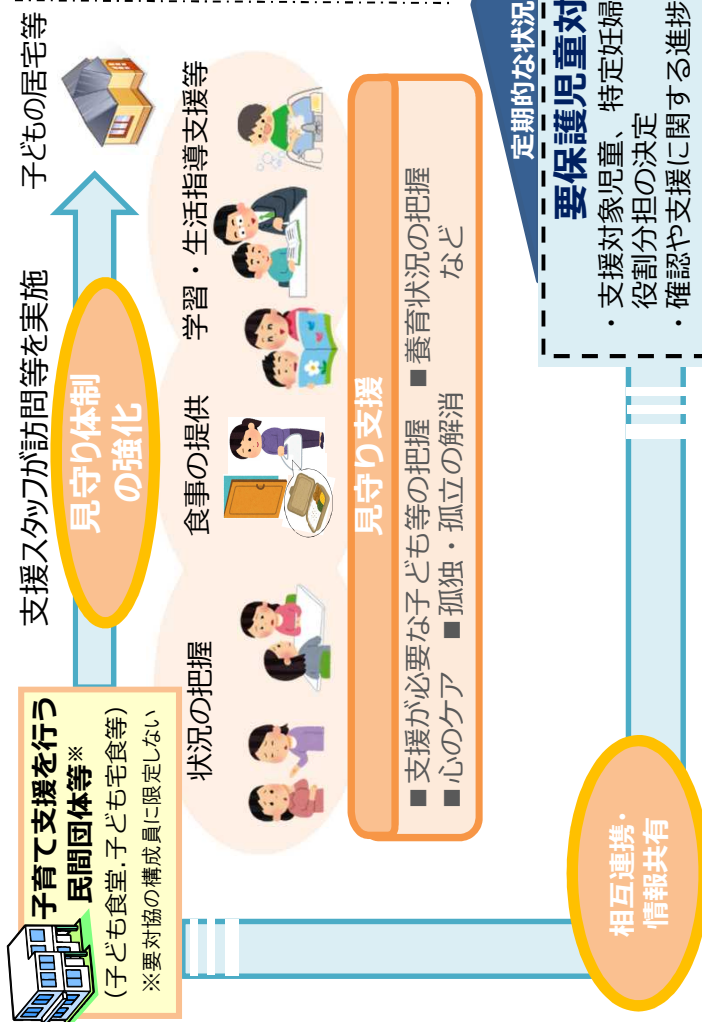
令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり9,729千円

補助率：2／3

実施主体：市町村（特別区含む）

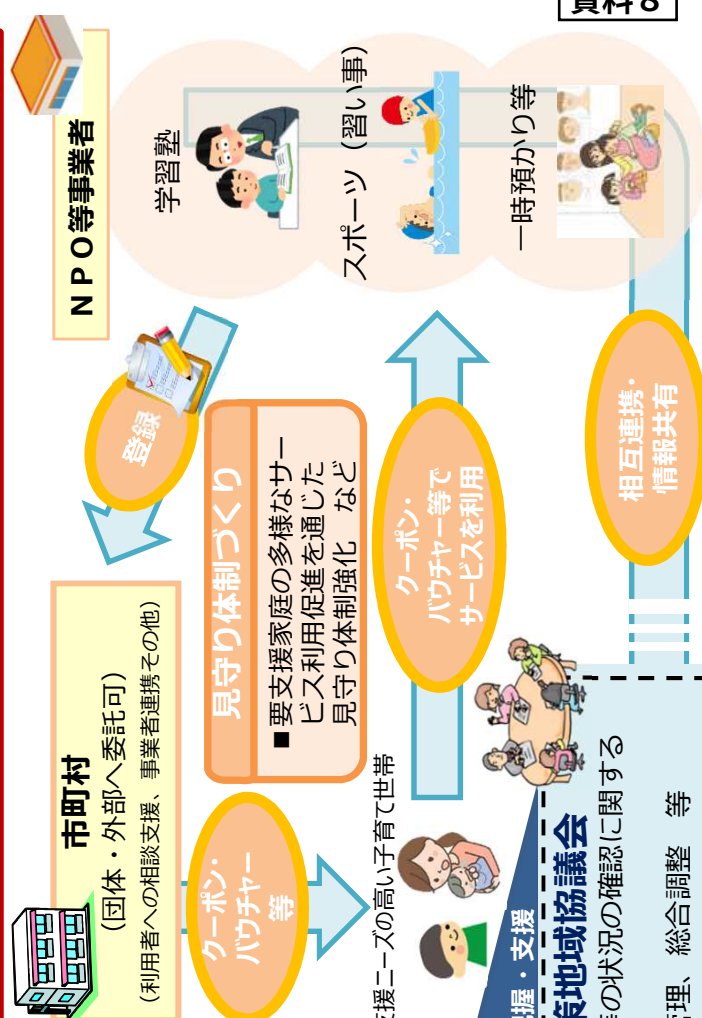


② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円

補助率：10／10

実施主体：市町村（特別区含む） ※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



要保護児童等に関する情報共有システム (虐待防止のための情報共有システム構築事業等)

令和3年度第1次補正予算額：65億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 概要

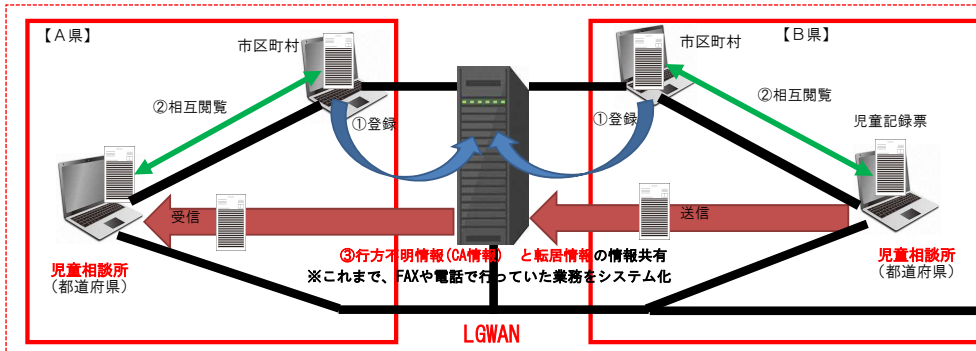
「要保護児童等に関する情報共有システム」は、昨今の重篤な児童虐待死亡事案の発生を踏まえ、自治体間における要保護児童等の情報を迅速かつ正確に共有することを目的として、令和3年度より運用を開始したところであり、今後、全自治体が確実に情報共有システムを利用できるよう、既存システムと本システムとの連携のための改修経費や児童記録情報のCSV化のための改修などの経費を併せて支援する。

システム改修経費（地方自治体）

- 令和4年度末までに、本システムの全市区町村運用開始を促進していくため、令和3年度補正予算において941市区町村分の改修経費をカバーするもの。地方公共団体向け補助金に計上（「虐待防止のための情報共有システム構築事業」【新規】）。
- ※地方自治体向けシステム改修費用については、令和3年度までに800市区町村分を措置済み。（令和2年度に47都道府県は措置済み）
- ※既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、情報共有システムの利用に必要な費用全般が補助対象

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP（LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）を活用



主な機能

- ①児童記録票の登録
LGWANを通して、児童記録票を登録する。
→児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧
児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。
→児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有
→事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能。



AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

令和3年度第1次補正予算額：4.9億円（情報処理業務庁費）
※デジタル庁計上

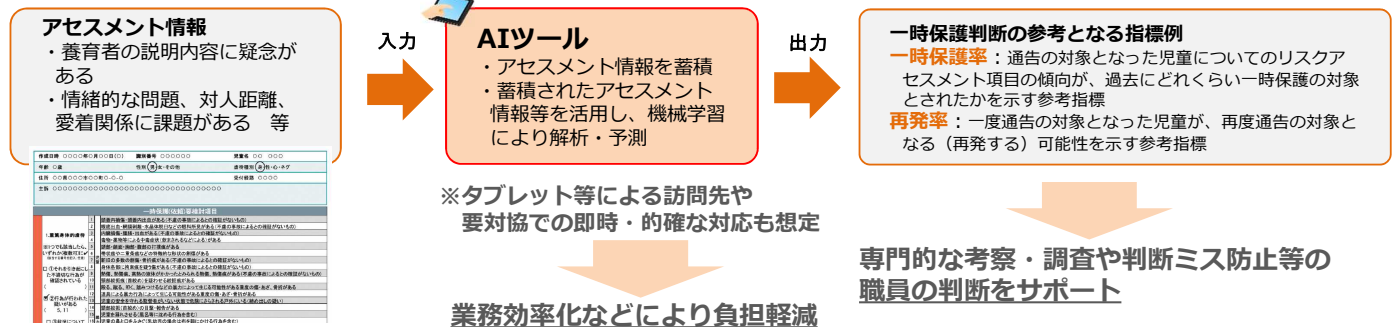
1. 概要

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

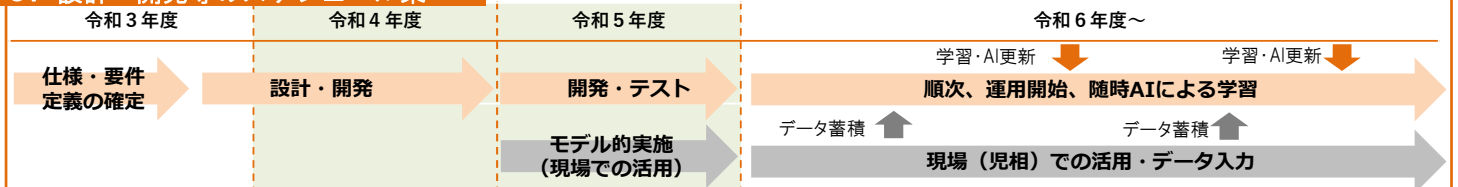
2. システム概要案 ※仕様の詳細は令和3年度中に事業委託を行い、検討の上決定

- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポートする。

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



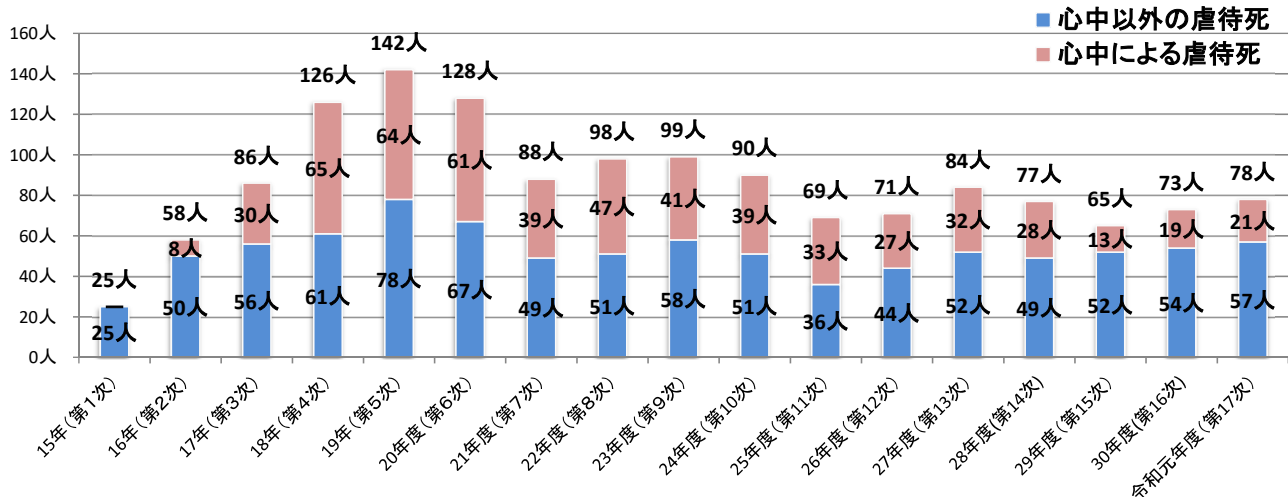
3. 設計・開発等のスケジュール案



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)(概要)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和3年8月】

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第17次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 842例・890人】

- **0歳児の割合は47.5%、中でも0日児の割合は18.5%**。さらに、3歳児以下の割合は76.0%を占めている。
- **加害者の割合は実母が54.4%**と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、遺棄が29.4%と最も多く(第11次報告から第17次報告までの累計)、**予期しない妊娠/計画していない妊娠が27.6%**、妊婦健康診査未受診の状況が26.5%見られている(第3次報告から第17次報告までの累計)。
- 家庭における**地域社会との接触がほとんど無い事例**(第2次報告から第17次報告までの累計での有効割合)は**38.8%**であった。

第1次から第17次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等) 知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事例が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居や家族関係の変化の把握ができていない
- ネグレクトの継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

(下線部分は、第17次報告より追加した留意すべきポイント) 2

令和2年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果

調査の経緯

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

<児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

<確認対象児童>

令和2年10月1日時点において、全国の市町村（1,741市区町村）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない）

<集計>

上記の確認対象児童について、令和3年12月24日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

- 令和2年10月1日時点の確認対象児童32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人（99.95%）、状況確認ができていない児童は16人（0.05%）。
- 状況確認ができた児童32,063人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は265人（0.8%）で全て市町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童16人については、全て調査を継続中。

【参考】令和元年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和元年6月1日～令和2年8月18日）

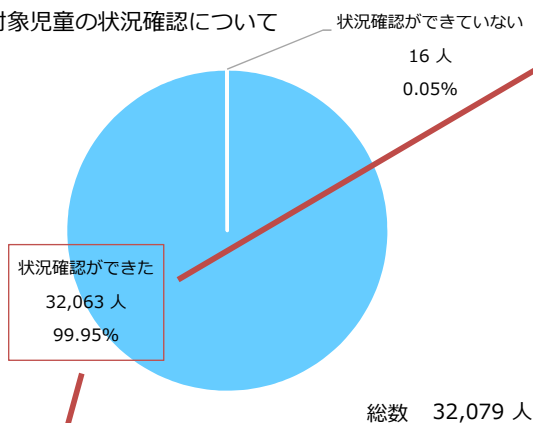
・確認対象児童（18歳未満）18,834人のうち、状況確認ができた児童は18,818人（99.9%）状況確認ができていない児童は16人（0.1%）。（令和2年8月18日時点）

概要版

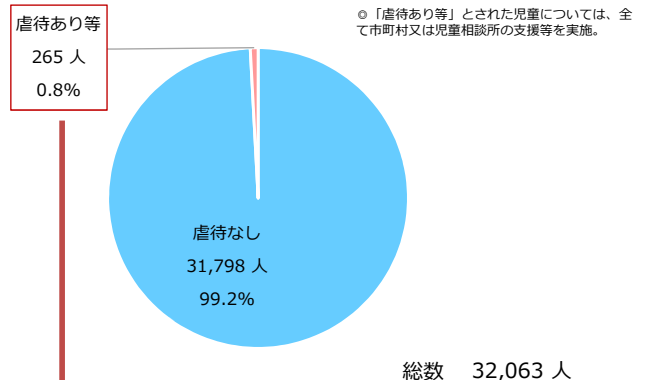
状況確認ができた児童（32,063人）について

- 状況確認ができた児童32,063人のうち、「虐待なし」とされた児童は31,798人(99.2%)、「虐待あり等（※）」とされた児童は265人(0.8%) ※「虐待あり等」とは、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童を指す。

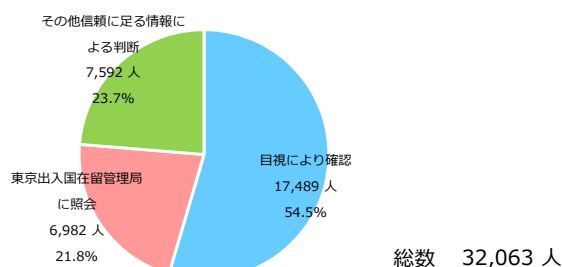
○確認対象児童の状況確認について



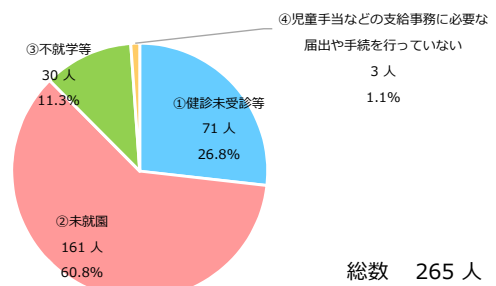
○状況確認ができた児童のうち、虐待の有無について



○確認できた児童の確認方法について



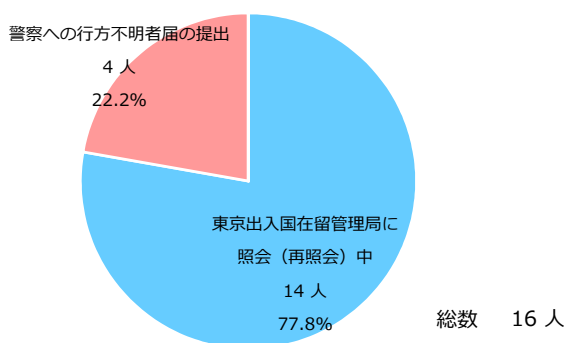
○「虐待あり等」とされた人の内訳



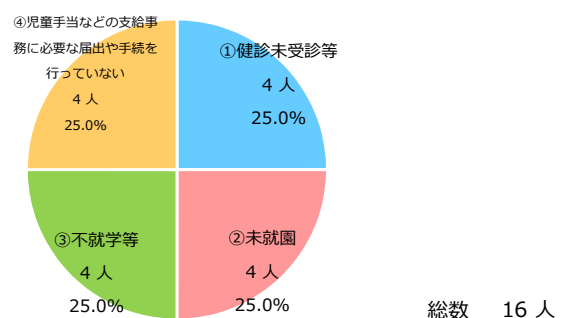
状況確認ができていない児童（16人）について

- 令和3年12月24日時点で状況確認ができていない児童（16人）については、全て調査(※)を継続。
(※)「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会（再照会）中」、「警察への行方不明者届の提出」

○確認できていない児童の調査について



○状況確認ができていない児童の内訳



※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

令和3年度調査について

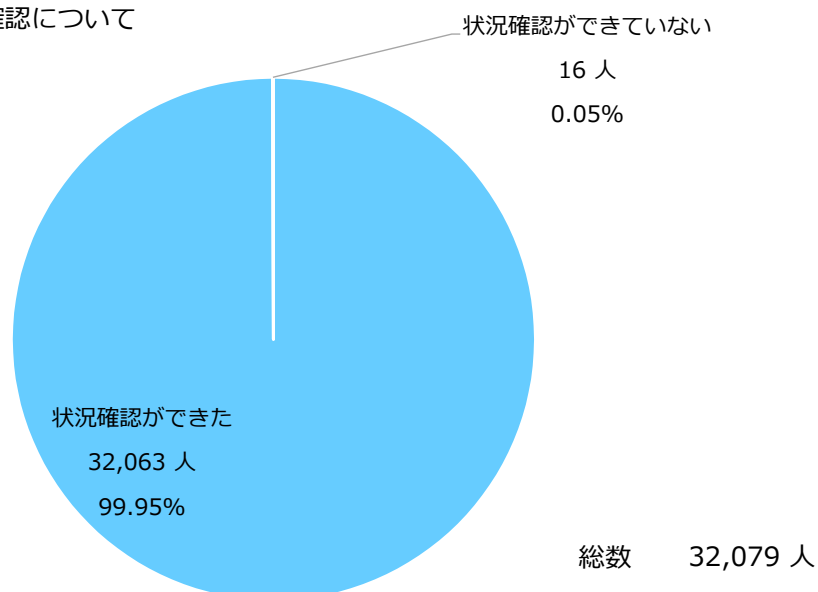
- 令和3年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、**令和4年2月28日までの確認の状況の調査を実施している。**

詳細版

全確認対象児童（32,079人）の確認状況

- 令和2年10月1日時点で市町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で32,079人。
（※）このうち、令和3年12月24日までの間に状況確認ができた児童32,063人（99.95%）
令和3年12月24日までの間に状況確認ができていない児童16人（0.05%）

○確認対象児童の状況確認について



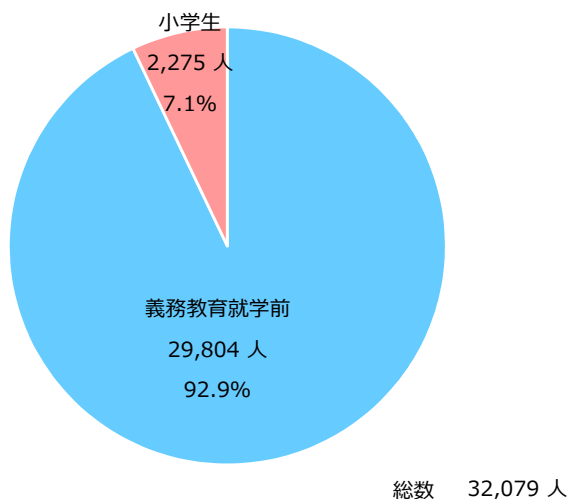
全確認対象児童（32,079人）の確認状況

- 「義務教育就学前」が29,804人（92.9%）
- 「小学生」が2,275人（7.1%）
- （※）学年は、令和2年10月1日時点。

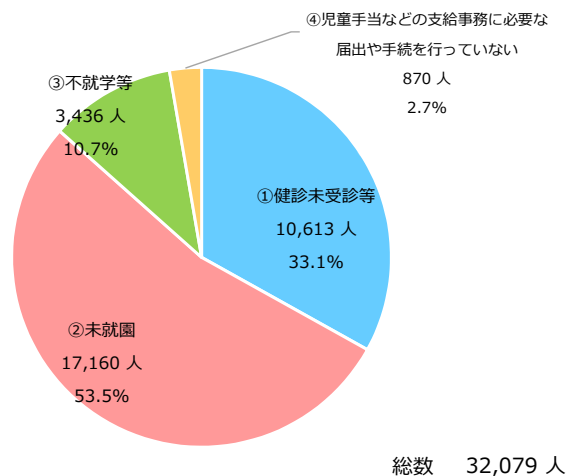
- 「未就園」を理由とするものが17,160人（53.5%）で最多。次いで「健診未受診等」が10,613人（33.1%）、「不就学等」が3,436人（10.7%）、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が870人（2.7%）。

（※）確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査対象等」に記載の確認対象児童の①～④を参照。

○学年別の状況（全確認対象児童）



○確認対象児童として判断した主な事由



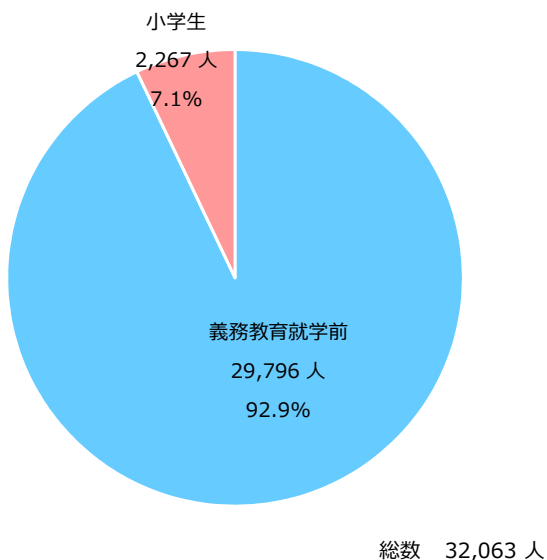
状況確認ができた児童（32,063人）について

- 「義務教育就学前」が29,796人（92.9%）
- 「小学生」が2,267人（7.1%）
- （※）学年は、令和2年10月1日時点。

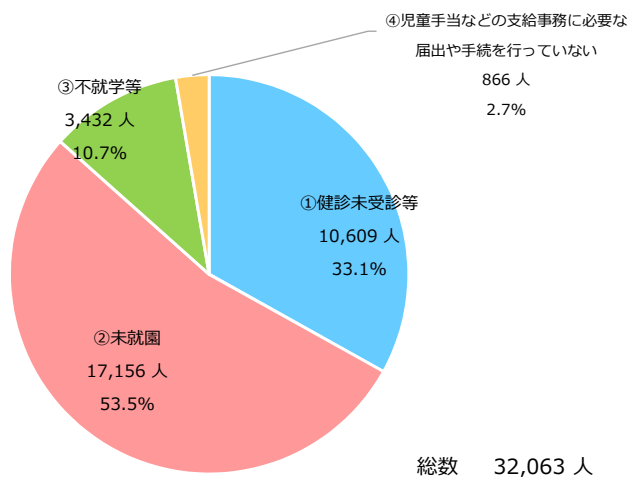
- 「未就園」を理由とするものが17,156人（53.5%）で最多。次いで「健診未受診等」が10,609人（33.1%）、「不就学等」が3,432人（10.7%）、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が866人（2.7%）。

（※）確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査対象等」に記載の確認対象児童の①～④を参照。

○学年別の状況（状況確認ができた児童）



○確認対象児童として判断した主な事由（状況確認ができた児童）



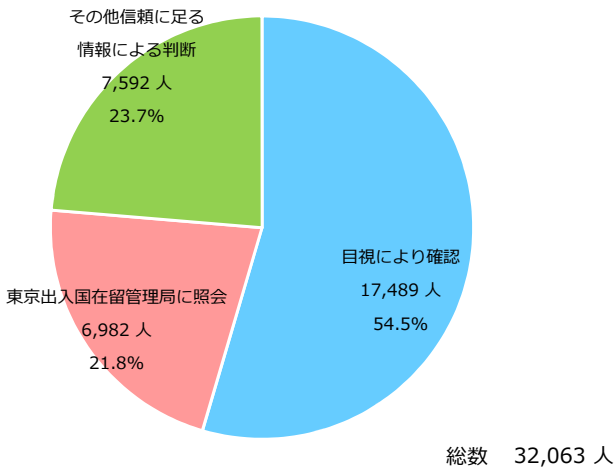
状況確認ができた児童（32,063人）について

- 令和3年12月24日までの間に状況確認ができた児童（32,063人）について、「目視により確認できた児童」が17,489人（54.5%）で最多。次いで「その他信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認できたと住所地市町村が判断した児童（※）」が7,592人（23.7%）、「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が6,982人（21.8%）。

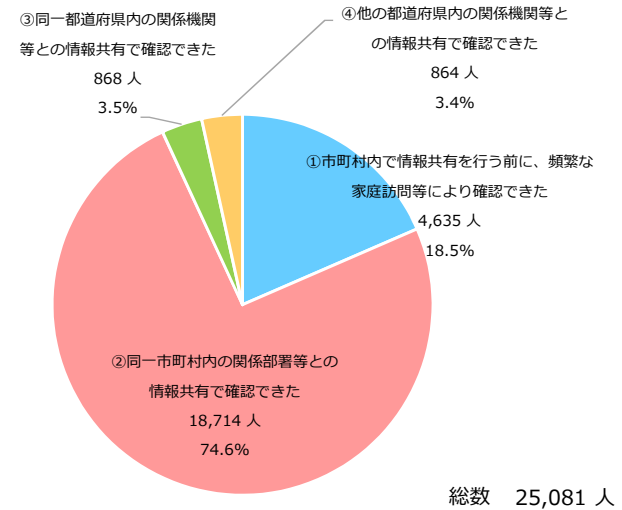
（※）例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。

- 出国確認以外の方法により状況確認ができた方法の詳細について、「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が18,714人（74.6%）で最多。次いで「市町村による頻繁な家庭訪問等により確認できた」が4,635人（18.5%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が868人（3.5%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が864人（3.4%）。

○確認できた児童の確認方法について



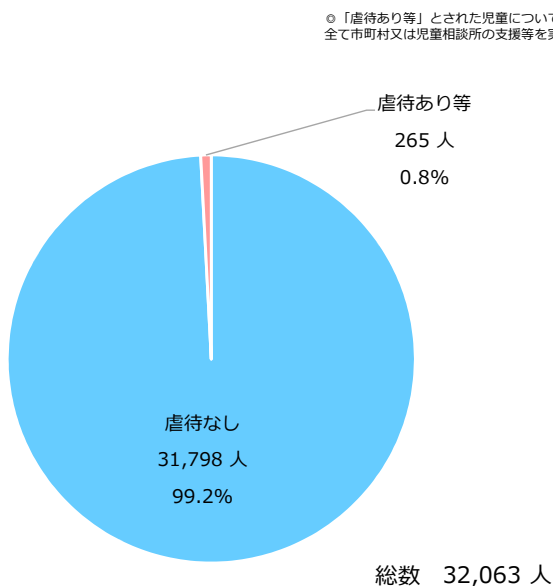
○状況確認ができた方法の詳細（「出国確認」以外）



状況確認ができた児童（32,063人）について

- 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり（※）」との回答が265人（0.8%）
（※）例えば、「面前DVによる心理的虐待」、「不衛生な環境での生活」、「保健師による訪問の拒否（ネグレクトの疑い）」等。
- 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた265人については、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われている。

○状況確認ができた児童のうち、虐待の有無について



○市町村による支援・活用した事業

・助言指導	41
・継続指導	119
・児童相談所送致	13
・就学・就園支援	20
・要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	157
・子育て短期支援事業	1
・養育支援訪問事業	7
・乳児家庭全戸訪問事業	10
・一時預かり事業	2
・地域子育て支援拠点事業	2
・市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	2
・子育て世代包括支援センター事業	4
・産後ケア事業	1
・その他	17

○児童相談所による支援・措置

・助言指導（措置によらない指導）	24
・継続指導（措置によらない指導）	37
・児童福祉司等指導（措置による指導）	11
・施設入所措置	24
・里親等委託	3
・一時保護（委託含む）	17
・その他	3

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

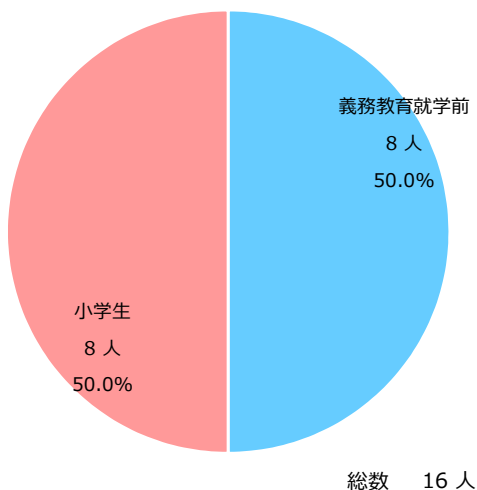
状況確認ができていない児童（16人）について

- 「義務教育就学前」が8人（50.0%）
- 「小学生」が8人（50.0%）
- （※）学年は、令和2年10月1日時点。

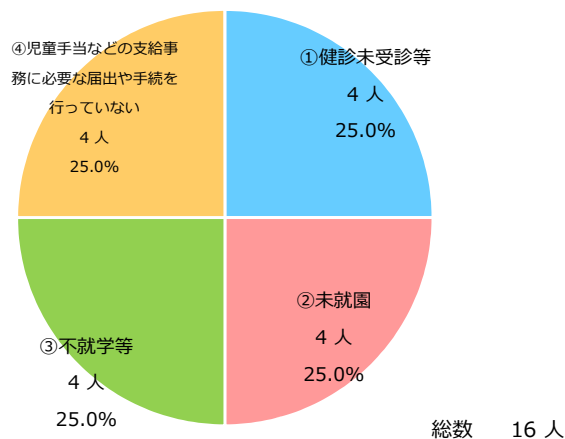
- 「健診未受診等」、「未就園」、「不就学等」、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」がそれぞれ4人（25.0%）。

（※）確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査対象等」に記載の確認対象児童の①～④を参照。

○学年別の状況（状況確認ができていない児童）



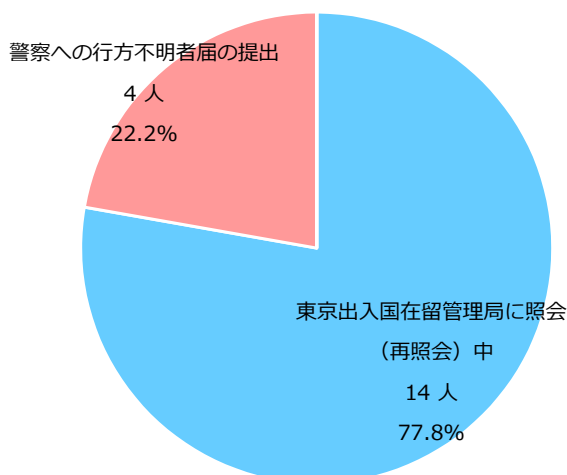
○状況確認ができていない児童の内訳



状況確認ができていない児童（16人）について

- 令和3年12月24日時点で状況確認ができていない16人については、全て関係機関等への照会や情報共有等を行うことにより、調査(※)を継続して行っている。（※）「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会（再照会）中」、「警察への行方不明者届の提出」

○状況確認ができていない児童の調査について



総数 16人

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

令和3年度調査について

- 令和3年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、**令和4年2月28日までの確認の状況の調査を実施している。**

都道府県別の状況

参考資料

	令和2年10月1日時点の 確認対象児童数	令和2年10月1日から 令和3年12月24日までに 状況確認ができた児童数	令和3年12月24日までに 状況確認ができていない 児童数		令和2年10月1日時点の 確認対象児童数	令和2年10月1日から 令和3年12月24日までに 状況確認ができた児童数	令和3年12月24日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	574	574	0	滋賀県	255	255	0
青森県	34	34	0	京都府	438	438	0
岩手県	11	11	0	大阪府	2,057	2,057	0
宮城県	625	621	4	兵庫県	1,958	1,955	3
秋田県	434	434	0	奈良県	392	392	0
山形県	28	28	0	和歌山県	10	9	1
福島県	138	138	0	鳥取県	46	46	0
茨城県	307	307	0	島根県	9	9	0
栃木県	90	90	0	岡山県	349	349	0
群馬県	350	349	1	広島県	162	162	0
埼玉県	1,613	1,613	0	山口県	52	52	0
千葉県	2,273	2,272	1	徳島県	563	563	0
東京都	8,341	8,338	3	香川県	59	59	0
神奈川県	5,206	5,205	1	愛媛県	116	116	0
新潟県	71	71	0	高知県	14	14	0
富山県	68	68	0	福岡県	756	756	0
石川県	19	19	0	佐賀県	52	52	0
福井県	76	76	0	長崎県	166	165	1
山梨県	155	155	0	熊本県	807	807	0
長野県	130	130	0	大分県	283	283	0
岐阜県	139	139	0	宮崎県	125	125	0
静岡県	574	574	0	鹿児島県	18	18	0
愛知県	1,116	1,115	1	沖縄県	604	604	0
三重県	416	416	0	合 計	32,079	32,061	16

各 都 道 府 県
市 町 村 区
特 別
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和2年9月30日付け子家発0930第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、関係部署や関係機関との情報共有等の取組を徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされており、また、これら子どもは特に支援を必要としている場合もことから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもの状況確認を行うようお願いいたします。併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和3年6月1日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）。以下「確認対象児童」という。）の情報を市区町村において把握し、子どもを

目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とします。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず（乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。）、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童

② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童

③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童

※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。

※2 ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童

・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童

・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童等

④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和3年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- 3 調査の報告
- 上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

- 必須回答の調査項目
 - 住所都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和3年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由
- 令和3年6月1日から令和3年11月30日まで及び令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目
 - 住所都道府県名、住所地市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等
- 令和3年11月30日及び令和4年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目
 - 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察への通報（相談）状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑩に掲げる確認対象児童数を回答してください。

- ① 確認対象児童の数
- ② 確認対象児童のうち、令和3年6月1日から令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ③ 確認対象児童のうち、令和3年6月1日から令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数
- ④ 令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数
- ⑤ 上記④のうち、令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑥ 上記④のうち、令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑦ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑧ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑨ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再タフフォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う。
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う。

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行う。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア	住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視（※）により確認
	（※）状況確認に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するとともに、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等を検討すること
イ	東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）
ウ	ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が得るとして、住所地市区町村が判断したことによる等の確認
	① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
	② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
	③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
	④ 児童が自宅に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

⑩ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和3年12月15日（水）（令和3年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和4年3月15日（火）（令和4年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和4年2月28日時点で、なお状況確認ができない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行うことを予定しています。

(2) 提出方法

○ 令和3年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況をとりとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票をとりとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
（提出先メールアドレス jidounetwork@mhlw.go.jp）

5 調査結果の公表

調査結果については、とりまとめ次第速やかに公表する予定です。

【担当者】
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室
自治体支援係（内線 4849/4898）
TEL 03-5253-1111（代表）
03-3595-2166（直通）

- 平成16年度から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 毎年閣議（閣議日：令和3年10月26日（火））において厚生労働大臣から各大臣に対し、月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼。
- 厚生労働省においては、以下の取組等を実施するとともに、自治体等に対しても、広報・啓発等の積極的な実施について協力を依頼。



1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with ふくおか」の実施

（開催日：令和3年11月7日（日））

子どもの権利や体罰等によらない子育て等に係る基調講演、パネルディスカッション、トークセッション等を厚生労働省YouTubeアカウントからライブ配信を活用し、実施。

2. 「児童虐待防止推進月間」標語の公表

全国公募した作品から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。当該標語は、厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

（令和3年度：「いちはやく」「だれか」じゃなくて「あなた」から）

3. ポスター等の作製・配布、啓発動画の制作・展開

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちにはやく）」「体罰等によらない子育ての推進」等の周知を図るポスター・リーフレットを作製し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配布。

また、啓発用動画を制作し、メディア（SNS等）を活用し、幅広く展開。

（厚生労働省特設HP：189-ichihayaku/ / no-taibatsu/）

4. 映画「189」とタイアップ

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちにはやく）」の周知を図ることで児童虐待防止推進に資することから、令和3年12月3日（金）に全国公開された映画「189」とタイアップしたポスターを作製し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配付。

また、本作の主人公（新人児童福祉士）を演じる俳優の中山優馬さんの月刊「厚生労働」表紙起用、その他出演者の全国フォーラムの登壇等の児童虐待防止の啓発活動を実施。

5. オレンジリボン・キャンペーンの実施

児童虐待問題に対する理解をより一層推進するため、NPO団体や民間企業等と連携しながら、オレンジリボン運動をSNS等を活用し、幅広く展開。その活動の一環として、東京スカイツリー®のライトアップの実施や駅構内のポスター掲示を実施。

■「児童虐待防止推進月間」ポスター等（令和3年10月作成）



■「映画「189」タイアップポスター等（令和3年10月作成）



令和4年度の主な取組予定

児童虐待防止、体罰等によらない子育て

1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in かがわ」（仮称）の実施（開催予定日：令和4年11月〇日）

児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、分科会、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施予定。香川県で現地開催することを目指し、厚生労働省YouTubeアカウントからライブ配信を活用し、オンライン視聴も可能な措置を講ずる。

2. 「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表

毎年4月～6月を応募受付期間として、全国公募した作品から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。当該標語は、厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

3. ポスター等の作製・配布、啓発動画の制作・展開

- ・ 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの作製・配付
- ・ 啓発用動画の制作・メディア（SNS等を含む）展開

4. 当事者参加型ワークショップ等の実施

詳細事項については今後調整。

5. オレンジリボン・キャンペーンの実施

児童虐待問題に対する理解をより一層推進するため、NPO団体や民間企業等と連携しながら、オレンジリボン運動をSNS等を活用し、幅広く展開。その活動の一環として、東京スカイツリー®のライトアップの実施や駅構内のポスター掲示を実施。

ヤングケアラーの社会的認知度向上

1. 「ヤングケアラー・シンポジウム」（仮称）の実施

2. ポスター等の作製・配布、啓発動画の展開

- ・ ポスター・リーフレットの作製・配付
- ・ 啓発用動画の制作・メディア（SNS等を含む）展開

3. その他（ヤングケアラー's キャンプ(仮)、TVメディアコンテンツ制作等の実施を予定)

予算額

児童虐待防止対策推進事業委託費

【令和3年度予算】

80百万円



【令和4年度予算（案）】

205百万円

虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」
(実施主体：PwCコンサルティング合同会社)

背景

- 乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死に至るものであり、「子ども虐待による死亡時例等の検証結果等について（第17次報告）」において、子ども虐待死亡事例（心中以外）における直接の死因のうち「頭部外傷」が最も多いと報告されている。
- 乳幼児頭部外傷事案の通告を受ける児童相談所が適切な援助方針を策定できるよう、判断する際の基礎資料とすることを目的として、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究（PwCコンサルティング合同会社）」において、全国児童相談所による対応実態の把握等を行った。
- 当該調査研究では、児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷（AHT：Abusive Head Trauma）事案（疑いを含む）の場合は医師による意見が重要であるが、「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題の一つとされ、AHTの診断実績がある医師にアクセスできるよう医師の情報をまとめ、児童相談所に周知する取組が期待される等との結果がとまりまとめられた。

令和4年4月1日以降

<以下の新たな取組を開始>

児童相談所が、

- ・ AHT事案（疑いを含む）の通告を受け、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合、
- ・ AHT事案（疑いを含む）の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、賛同が得られた学会より、近隣の医師等を児童相談所に紹介いただく。

ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度第1次補正予算及び令和4年度予算（案）の概要

令和3年度第1次補正予算

- **子育て世帯訪問支援臨時特例事業の創設【新規】** ※子育て支援対策臨時特例交付金に計上
 - ・ 訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

令和4年度予算(案)

- **ヤングケアラー支援体制強化事業の創設【新規】**
 - **ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進**
 - ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。
 - **ヤングケアラーの支援体制の構築（モデル事業の実施）**
 - ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。
- **ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設【新規】**
 - ・ 表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。
- **ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【拡充】** ※児童虐待防止対策推進事業委託費に計上
 - ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間で「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

1

子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・ 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・ 育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

（参考）支援の様子

補助基準額（案）

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算(案)：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,491千円
1中核市・特別区あたり 4,038千円
1市町村あたり 2,250千円
③負担割合 国：1/2、実施主体(自治体)：1/2

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 4,025千円
1中核市・特別区あたり 2,356千円
1市町村あたり 1,695千円
③負担割合 国：1/2、実施主体(自治体)：1/2

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修

関係機関(福祉・介護・医療・教育等)



(1) 実態調査・把握

ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員による連携が重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

令和4年度予算(案)：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化(当該コーディネーターへの研修もセット)
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 17,637千円
1中核市・特別区あたり 11,291千円
1市町村あたり 6,312千円
③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)：1/3

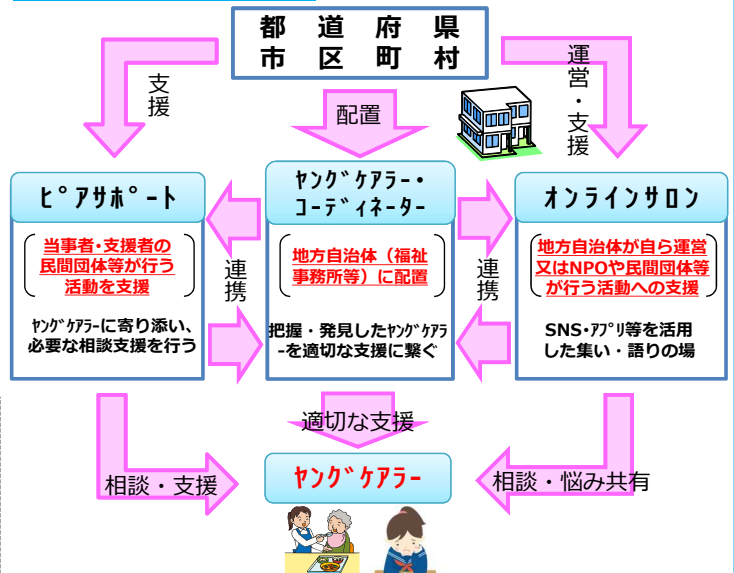
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,261千円
1中核市・特別区あたり 4,923千円
1市町村あたり 2,539千円
③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)：1/3

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 3,794千円
1中核市・特別区あたり 2,582千円
1市町村あたり 1,710千円
③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)：1/3

3. 事業イメージ



ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業【新規】

令和4年度予算（案）：0.1億円（ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業）

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

（内 容）

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）



5

児童虐待防止対策等推進広報啓発事業【拡充】

令和4年度予算（案）：2.1億円（児童虐待防止対策推進事業委託費）

1. 事業内容

① 198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これを受け、令和2年度から国民が「しつけのための体罰」を行わない子育てについて広く理解できるよう、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行っているが、令和2年度の調査研究において、法改正により体罰が禁止されたことへの認知度は約2割に止まり、引き続きの広報啓発が求められることから、令和4年度においても体罰禁止の背景にある「なぜ、体罰は許されないのか」を伝えることで体罰の禁止についての社会的認知度をより一層高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。

② ヤングケアラーについては、令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられる。そこで「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレット等の製作・配付
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用したより幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム/シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究(令和3年度)

現状・課題

- これまで、ヤングケアラーに関する調査研究では、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきた。これら調査研究においては、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。
- その一方、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継(情報提供)、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。

目的

- 多機関連携によって行われるヤングケアラー支援の現状把握(特に、多機関連携における課題、ニーズ、工夫等)
- パイロット版の多機関連携によるヤングケアラーの支援マニュアルの作成、当該マニュアルに基づくモデル事業の実施
- 多機関連携によるヤングケアラーの支援マニュアルの完成・周知

事業概要

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ① 多機関連携によるヤングケアラー支援についてのアンケート調査 | ▶ 多機関連携によるヤングケアラーへの支援について、その現状(課題、ニーズ等)を知るために9つの対象(※)に向けてアンケート調査を実施。 |
| ② パイロット版多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルの作成 | ▶ アンケート調査結果を基に、先行研究等において蓄積された知見も踏まえ、パイロット版の多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成。 |
| ③ モデル事業の実施 | ▶ パイロット版の多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを活用し、モデル事業実施自治体(3自治体程度)に協力を依頼し、マニュアルを試行。 |
| ④ 多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル、事業実施報告書の作成 | ▶ モデル事業による試行結果を踏まえ、多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを最終化。事業の実施結果について報告書を作成。 |

注:本事業実施に当たっては、学識経験者や自治体関係者等による検討委員会及び作業部会を設置。文部科学省もオブザーバーとして参加し、連携して実施。年度内にそれぞれ3回程度開催予定。

実施主体

有限責任監査法人トーマツ

ヤングケアラーの実態に関する調査研究(令和3年度)

現状・課題

- 子ども本人を対象としたヤングケアラーの全国調査については、令和2年度に初めて実施し、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%であったなどの実態が明らかとなった。
- 他方、ヤングケアラーは中高生に限らないところ、これまで小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。
- また、大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが重要であるが、これまで社会全体における認知度を調査した結果(いわゆる「足元の数字」)は存在しない。

目的

小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度調査を行い、当該調査の結果を踏まえて、各年代への幅広い支援策や社会全体に対する広報戦略を検討

事業概要

小学生調査(令和4年1月～)	▶	全国の公立小学校から350校程度層化抽出し、当該学校に通う6年生を対象に、ふだんの生活、家庭や家族のことなどについて調査
小学校調査(令和4年1月～)	▶	全国の公立小学校から350校程度層化抽出し、当該学校の職員等を対象に、支援が必要だと思われる子どもへの対応、ヤングケアラーへの対応などについて調査
大学生調査(令和3年12月～)	▶	全国の大学から400校程度層化抽出し、当該大学に通う3年生を対象に、ふだんの生活、家庭や家族のこと、ヤングケアラーの認識などについて調査
一般国民調査(令和3年12月～)	▶	全国の20代以上の男女を対象に、ヤングケアラーの認知度、ヤングケアラーに対する態度、ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後の課題などについて調査

注:本事業実施に当たっては、学識経験者や自治体関係者等による検討委員会を設置。文部科学省もオブザーバーとして参加し、連携して実施。
年度内に3回程度開催予定。

実施主体

株式会社日本総合研究所